通則

- 1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置(区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。)及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 手術に当たって、第3節に掲げる医療機器等、薬剤(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。) 又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節、第4節若しくは第5節の各区分又は区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊な手術の手術料は、第1節に掲げられている手 術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 区分番号K007(注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K022の1、K059 の3のイ、K059の4、K136-2、K169(注1又は注2に規定する加算を算定する 場合に限る。)、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K19 0-6, K190-7, K25401, K260-2, K26805, K280-2, K281-2、K328からK328-3まで、K340-7、K443の3、K44404、K461-2、K462-2、K464-2、K476(1から7までについては、注1又は注2 に規定する加算を算定する場合に限る。)、K476-4、K514の10、K514-4、K 5 1 4 - 6, K 5 3 0 - 3, K 5 4 6, K 5 4 8, K 5 4 9, K 5 5 5 - 2, K 5 6 2 - 2, K595 (注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K595-2、K597からK6 00まで、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K 6 1 5 - 2 , K 6 1 7 - 5 , K 6 2 7 - 3 , K 6 2 7 - 4 , K 6 3 6 - 2 , K 6 4 2 - 3 , K 643-2 , K656-2 , K677 \emptyset 1 , K678 , K695-2 , K697-5 , K697-7, K699-2, K702-2, K703-2, K709-3, K709-5, K72 1-4、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3からK773 -2、K803-3、K823-5、K841-4、K843-2からK843-4まで、K 865-2、K879-2、K910-2及びK910-3に掲げる手術については、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機 関において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K546、K549、K597-3、K597-4、K615-2及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大 臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。
- 5 区分番号K011、K020、K053、K076、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K511、K514、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K595、K597、K597-2、K645、K677、K677-2、K695(1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。)、K695-2、K703、K703-2、K756(1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。)、K764、K765、K779、K779-3、K780、K780-2、K801、K803(6を除く。)、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859(1を除く。)、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を

用いる手術(通則4に掲げる手術を除く。)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準 を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 6 区分番号K528、K528-3、K535、K583、K586の3、K587、K68 4、K695、K751の3及び4、K751-2、K756並びにK773に掲げる手術(1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。)については、別に厚生労働大臣が定める施設 基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 7 区分番号K138、K142の6、K145、K147、K149、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K16 9、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K2 41、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK28 からK426-2まで、K511の3、K513、K519、K528、K528-3、K5 34-3、K535、K554からK558まで、K562からK572まで、K573の2 、K574からK587まで、K589からK591まで、K601、K603-2、K61 001、K616-3、K63304及び5、K634、K635-3、K636、K639、K644、K664、K666、K666-2、K674、K674-2、K684、K6 97-5、K716の1、K716-2、K717、K726、K726-2、K729から K729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K751の1及び2、K75 1-2、K756、K756-2、K775、K805、K812-2並びにK913に掲げ る手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児(手術時体重が1,500グラム未満の児を 除く。)に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300 に相当する点数を加算する。
- 8 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して手術(区分番号K618に掲げる中心静脈注射用植込型カテーテル設置を除く。)を行った場合は、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。
- 9 区分番号K293、K294、K314、K343、K374、K376、K394、K410、K412、K415、K422、K424、K425、K439、K442の2及び3、K455、K458並びにK463に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。
- 10 HIV抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、4,000点を当該手術の所定点数に加算する。
- 11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)感染症患者(感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。)、B型肝炎感染患者(HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。)若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、区分番号L002に掲げる硬膜外麻酔又は区分番号L004に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、1,000点を所定点数に加算する。
- 12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間 以外の時間若しくは深夜である手術(区分番号K914に掲げる脳死臓器提供管理料及び区分 番号K915に掲げる生体臓器提供管理料を除く。)を行った場合において、当該手術の費用 は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。
 - イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た 保険医療機関において行われる場合
 - (1) 休日加算1

所定点数の100分の160に相当する点数

(2) 時間外加算1 (入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)

所定点数の100分の80に相当する点数 所定点数の100分の160に相当する点数

(3) 深夜加算 1

- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定 する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のた だし書に規定する時間である手術を行った場合 所定点数の100分の80に相当する点数
- ロ イ以外の保険医療機関において行われる場合
 - (1) 休日加算2

所定点数の100分の80に相当する点数

(2) 時間外加算2 (入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)

所定点数の100分の40に相当する点数

(3) 深夜加算 2

所定点数の100分の80に相当する点数

- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定 する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のた だし書に規定する時間である手術を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数
- 13 対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料 に係る点数とする。
- 14 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる 手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈(皮)弁 術、筋(皮)弁術、遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、複合組織移植術、自家遊離複 合組織移植術 (顕微鏡下血管柄付きのもの)、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを 同時に行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術 と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合、喉頭気管分離術 と血管結紮術で開胸若しくは開腹を伴うものとを同時に行った場合又は先天性気管狭窄症手術 と第10部第1節第8款に掲げる手術を同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算 定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定 する。
- 15 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を中途で中絶しな ければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所 定点数により算定する。
- 16 区分番号K664に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる 場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、第6款(顔面・口腔・頸部)、第 7款(胸部)及び第9款(腹部)に掲げる悪性腫瘍手術又は第8款(心・脈管(動脈及び静脈 は除く。)) に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手 術加算として、200点を所定点数に加算する。

第1節 手術料

第1款 皮膚·皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K000 創傷処理

1 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル未満)

1,250点

2 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)

1,680点

3 筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)

イ 頭頸部のもの(長径20センチメートル以上のものに限る。)

7,170点

ロ その他のもの

筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル未満)

2,000点 470点

5 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満) 850点

6 筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上) 1,320点

注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算

定する。

- 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
- 3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100 点を加算する。

K000-2 小児創傷処理(6歳未満)

- 1 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5 センチメートル未満) 1,250点
- 2 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満) 1,400点
- 3 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)

1,850点

- 4 筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)
- 2,860点 450点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満)
- 6 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未
- 満) 500点 7 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)
- 7 励内、臓器に達しないもの(長径3センティートル以上10センティートル不倫) 950点
- 8 筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上) 1,450点
- 注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算 定する。
 - 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点 数に加算する。
 - 3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100 点を加算する。

K001 皮膚切開術

1 長径10センチメートル未満

470点

2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満

820点

3 長径20センチメートル以上

1,470点

K002 デブリードマン

1 100平方センチメートル未満

- 1,020点
- 2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満
- 2,990点

3 3,000平方センチメートル以上

- 8,360点
- 注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合においては、5回を限度 として算定する。
 - 2 注1の場合を除き、当初の1回に限り算定する。
 - 3 骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の1回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。
 - 4 水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、水圧 式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。

K003 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部)

1 長径3センチメートル未満

3,480点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満

9, 180点

3 長径6センチメートル以上

17,810点

K004 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部以外)

1 長径3センチメートル未満

2,110点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満

4,070点

3 長径6センチメートル以上

9,480点

K005 皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)

1 長径2センチメートル未満

1,660点

2 長径2センチメートル以上4センチメート	レ未満 3,670点
3 長径4センチメートル以上	4,360点
K006 皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)	4,000点
1 長径3センチメートル未満	1,280点
2 長径3センチメートル以上6センチメート	
3 長径6センチメートル以上12センチメート	•
4 長径12センチメートル以上	8,320点
K006-2 鶏眼・胼胝切除術 (露出部で縫合を伴うもの)	
1 長径2センチメートル未満	1,660点
2 長径2センチメートル以上4センチメート	
3 長径4センチメートル以上	4,360点
K006-3 鶏眼・胼胝切除術(露出部以外で縫合を伴う	
1 長径3センチメートル未満	1,280点
2 長径3センチメートル以上6センチメート	
3 長径6センチメートル以上	4,160点
K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 (一連につき)	
1 長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	1,280点
2 長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	2,050点
3 長径3センチメートル以上6センチメート	レ未満の良性又は悪性皮膚腫瘍
	3,230点
4 長径6センチメートル以上の良性又は悪性	支膚腫瘍 4,160点
K007 皮膚悪性腫瘍切除術	
1 広汎切除	28,210点
2 単純切除	11,000点
注 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネ	レリンパ節生検(悪性黒色腫に係るも
のに限る。)を併せて行った場合には、悪性鳥	
、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当	6該手術に用いた色素の費用は、算定
しない。	
K O O 7 - 2 経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	10 000 H
	10,000点
K008 腋臭症手術	
1 皮弁法	5, 730点
1 皮弁法2 皮膚有毛部切除術	5, 730点 3, 000点
 皮弁法 皮膚有毛部切除術 その他のもの 	5, 730点
1 皮弁法2 皮膚有毛部切除術3 その他のもの(形成)	5, 730点 3, 000点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) KOO9 皮膚剥削術	5,730点 3,000点 1,660点
 1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) KOO9 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K 0 0 9 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 ートル未満 4,370点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 ートル未満 4,370点 メートル未満 9,060点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 ートル未満 4,370点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 ートル未満 4,370点 メートル未満 9,060点 13,640点
1 皮弁法2 皮膚有毛部切除術3 その他のもの (形成)K009 皮膚剥削術1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル以上200平方センチメートル以上4 200平方センチメートル以上K010 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 ートル未満 4,370点 メートル未満 9,060点 13,640点 12,660点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上 K010 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面 2 その他	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 ートル未満 4,370点 メートル未満 9,060点 13,640点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上 K010 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面 2 その他 K011 顔面神経麻痺形成手術	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 ートル未満 4,370点 メートル未満 9,060点 13,640点 12,660点 8,060点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上 K010 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面 2 その他 K011 顔面神経麻痺形成手術 1 静的なもの	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 4,370点 メートル未満 9,060点 13,640点 12,660点 8,060点 19,110点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上 K010 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面 2 その他 K011 顔面神経麻痺形成手術 1 静的なもの 2 動的なもの	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 ートル未満 4,370点 メートル未満 9,060点 13,640点 12,660点 8,060点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上 K010 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面 2 その他 K011 顔面神経麻痺形成手術 1 静的なもの 2 動的なもの K012 削除	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 トル未満 4,370点 メートル未満 9,060点 13,640点 12,660点 8,060点 19,110点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上 K010 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面 2 その他 K011 顔面神経麻痺形成手術 1 静的なもの 2 動的なもの K012 削除 K013 分層植皮術	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 4,370点 4,370点 9,060点 13,640点 12,660点 8,060点 19,110点 64,350点
1 皮弁法 2 皮膚有毛部切除術 3 その他のもの (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 2 25平方センチメートル以上100平方センチメ 3 100平方センチメートル以上200平方センチメ 4 200平方センチメートル以上 K010 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面 2 その他 K011 顔面神経麻痺形成手術 1 静的なもの 2 動的なもの K012 削除	5,730点 3,000点 1,660点 1,490点 4,370点 4,370点 9,060点 13,640点 12,660点 8,060点 19,110点 64,350点

3 100平方センテメートル以上200平方センテメートル未満	9,000点
4 200平方センチメートル以上	25,820点
注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢	、右上肢、
右下肢、腹部(胸部を含む。)又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点	数を算定す
る。	
K O 1 3 - 2 全層植皮術	
1 25平方センチメートル未満	10,000点
2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500点
3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	28,210点
4 200平方センチメートル以上	40,290点
注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢	
右下肢、腹部(胸部を含む。)又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点	数を算定す
る。	
K O 1 4 皮膚移植術(生体・培養)	6,110点
注1 生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。	
2 生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者	の療養上の
費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
K014-2 皮膚移植術 (死体)	
1 200平方センチメートル未満	6,750点
2 200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	9,000点
3 500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	13, 490点
4 1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	32,920点
5 3,000平方センチメートル以上	37,610点
K O 1 5 皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	
1 25平方センチメートル未満	3,760点
2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	11,440点
3 100平方センチメートル以上	22,310点
K O 1 6 動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	41,120点
K017 遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	
1 乳房再建術の場合	84,050点
2 その他の場合	92,460点
K 0 1 8 削除	,
K 0 1 9 複合組織移植術	17,490点
KO2O 自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	127, 310点
K021 粘膜移植術	121, 510 m
R 0 2 1 柏原移植州 1 4 平方センチメートル未満	C 510 E
	6,510点
2 4平方センチメートル以上	7,080点
K O 2 1 - 2 粘膜弁手術	
1 4平方センチメートル未満	11,600点
2 4平方センチメートル以上	12,260点
K022 組織拡張器による再建手術(一連につき)	
1 乳房(再建手術)の場合	18,460点
2 その他の場合	18,460点
K022-2 象皮病根治手術	
1 大腿	27,380点
2 下腿	21,010点
第2款 筋骨格系・四肢・体幹	,
区分	
(筋膜、筋、腱、腱鞘)	

3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満

9,000点

transfer a fee that a standard amount of	
K O 2 3 筋膜切離術、筋膜切開術	840点
K O 2 4 筋切離術	3,080点
K025 股関節内転筋切離術	4,410点
K026 股関節筋群解離術	12,140点
K026-2 股関節周囲筋腱解離術(変形性股関節症)	16,700点
注 変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
K027 筋炎手術	
1 腸腰筋、殿筋、大腿筋	2,060点
$\frac{2}{thologo}$ その他の筋	1,210点
K028 腱鞘切開術(関節鏡下によるものを含む。)	2,050点
K029 筋肉内異物摘出術	2,840点
K030 四肢·躯幹軟部腫瘍摘出術	
1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	7,390点
2 手、足	3,750点
K031 四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術	ο, του///(
1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	24, 130点
2 手、足	12,870点
K O 3 2 削除	12,010点
	7 000 =
1 指(手、足)	7,890点
2 その他のもの (1710年) (7170年) (717	10,310点
K034 腱切離・切除術(関節鏡下によるものを含む。)	4,290点
K035 腱剥離術 (関節鏡下によるものを含む。)	11,430点
K035-2 腱滑膜切除術	7,550点
K036 削除	
K037 腱縫合術 HAD BE	11,320点
K O 3 7 - 2 アキレス腱断裂手術	8,710点
K038 腱延長術	10,750点
K039 腱移植術 (人工腱形成術を含む。)	
1 指(手、足)	15,650点
2 その他のもの	19,890点
K O 4 O 腱移行術	
1 指(手、足)	13,610点
2 その他のもの	18,080点
K040-2 指伸筋膀胱臼観血的整復術	13,610点
K040-3 腓骨筋腱腱 鞘 形成術	18,080点
K O 4 1 削除	
(四肢骨)	
K042 骨穿孔術	1,730点
K043 骨掻爬術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	12,270点
2 前腕、下腿	6,700点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
K043-2 骨関節結核瘻孔摘出術	, · · · · ·
1 肩甲骨、上腕、大腿	12,270点
	6,700点
2 前腕、下腿 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3, 590点
K043-3 骨髄炎手術(骨結核手術を含む。)	0, 000 m
1 肩甲骨、上腕、大腿	12, 270点
	14, 410/5

2 前腕、下腿	6,700点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
K O 4 4 骨折非観血的整復術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	1,600点
2 前腕、下腿	1,780点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	1,440点
K O 4 5 骨折経皮的鋼線刺入固定術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	7,060点
2 前腕、下腿	4,100点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	1,660点
KO46 骨折観血的手術	10 010 =
1 肩甲骨、上腕、大腿	18,810点
2 前腕、下腿、手舟状骨	14,810点
3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	9,480点
K O 4 6 - 2 観血的整復固定術(インプラント周囲骨折に対するもの)	01 510 5
1 肩甲骨、上腕、大腿	21,710点
2 前腕、下腿	18,800点
3 手、足、指(手、足)	10,940点
K O 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき)	12,500点
K O 4 7 - 2 難治性骨折超音波治療法(一連につき)	12,500点
K047-3 超音波骨折治療法(一連につき)	4,620点
注 骨折観血的手術等が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定	する。
K O 4 8 骨内異物(挿入物を含む。)除去術	10 100 =
1 頭蓋、顔面(複数切開を要するもの)	12,100点
2 その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿	7,870点
3 前腕、下腿	5,200点
4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,620点
K O 4 9 骨部分切除術	5 000 H
1 肩甲骨、上腕、大腿	5,900点
2 前腕、下腿	4,410点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,280点
K O 5 O 腐骨摘出術	14 000 =
1 肩甲骨、上腕、大腿	14,960点
2 前腕、下腿	10,430点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,420点
K O 5 1 骨全摘術	97 900 与
1 肩甲骨、上腕、大腿	27,890点
2 前腕、下腿 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	13,050点
	5,160点
K O 5 1 - 2 中手骨又は中足骨摘除術(2本以上) 注 2本以上の骨に対して行われた場合に限り算定する。	5, 160点
K052 骨腫瘍切除術	
たい	17 /10占
1 肩甲骨、上腕、大腿 2 前腕、下腿	17, 410点 9, 370点
2 前腕、『嬔 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	9, 370点 4, 340点
る 頭目、膝盖目、子、足、指(子、足)での他 K052-2 多発性軟骨性外骨腫摘出術	4, 040/示
たい	17,410点
たい	9,370点
2 前腕、下腿 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	9,370点 4,340点
	4, 540/示

K052-3 多発性骨腫摘出術	
₹-1.\	17 /10占
1 肩甲骨、上腕、大腿	17,410点
2 前腕、下腿 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	9,370点
	4,340点
K O 5 3	20 550 =
1 肩甲骨、上腕、大腿	32,550点
2 前腕、下腿	32,040点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	22,010点
K O 5 4 骨切り術	00 010 5
1 肩甲骨、上腕、大腿	28,210点
2 前腕、下腿	22,680点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	7,930点
注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とす	
おいて、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者	適合型変形矯
正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する。	
K O 5 5 削除	
K O 5 5 - 2 大腿骨頭回転骨切り術	44,070点
K O 5 5 - 3 大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術	37, 570点
K O 5 6 偽関節手術	
1 肩甲骨、上腕、大腿 2 前腕、下腿、手舟状骨	28, 210点
2 前腕、下腿、手舟状骨	28,210点
3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	14,500点
K O 5 6 - 2 難治性感染性偽関節手術(創外固定器によるもの)	48,820点
K 0 5 7 変形治癒骨折矯正手術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	34,400点
2 前腕、下腿	27,550点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	15,770点
注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施	した場合は、
患者適合型変形矯正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する	5 。
K 0 5 8 骨長調整手術	
1 骨端軟骨発育抑制術	16,340点
2 骨短縮術	14,960点
3 骨延長術(指(手、足))	16,390点
4 骨延長術(指(手、足)以外)	29,370点
K O 5 9 骨移植術(軟骨移植術を含む。)	
1 自家骨移植	14,030点
2 同種骨移植(生体)	23,890点
3 同種骨移植(非生体)	
イ 同種骨移植(特殊なもの)	24,370点
ローその他の場合	21,050点
4 自家培養軟骨移植術	14,030点
注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	,,,,,
K059-2 関節鏡下自家骨軟骨移植術	18,620点
(四肢関節、靱帯)	10, 020///
K060 関節切開術	
1 肩、股、膝	3,600点
2 胸鎖、肘、手、足	1,280点
3 肩鎖、指(手、足)	680点
	000 <i>m</i>

K060-2 肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	3,600点
K060-3 化膿性又は結核性関節炎掻爬術	
1 肩、股、膝	20,020点
2 胸鎖、肘、手、足	13,130点
3 肩鎖、指(手、足)	3,330点
K O 6 1 関節脱臼非観血的整復術	
1 肩、股、膝	1,500点
2 胸鎖、肘、手、足	1,300点
3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	800点
K 0 6 2 先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側)	
1 リーメンビューゲル法	2,050点
2 その他	2,950点
K 0 6 3 関節脱臼観血的整復術	
1 肩、股、膝	28,210点
2 胸鎖、肘、手、足	18,810点
3 肩鎖、指(手、足)	15,080点
K 0 6 4 先天性股関節脱臼観血的整復術	23,240点
K 0 6 5 関節内異物(挿入物を含む。)除去術	
1 肩、股、膝	12,430点
2 胸鎖、肘、手、足	4,600点
3 肩鎖、指(手、足)	2,950点
K 0 6 5 - 2 関節鏡下関節内異物(挿入物を含む。)除去術	
1 肩、股、膝	13,950点
2 胸鎖、肘、手、足	12,300点
3 肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066 関節滑膜切除術	17 7FA E
1 肩、股、膝 2 胸鎖、肘、手、足	17,750点
2 胸鎖、肘、手、足 3 肩鎖、指(手、足)	11,200点
	7,930点
K O 6 6 - 2 関節鏡下関節滑膜切除術 1 肩、股、膝	17,610点
2 胸鎖、肘、手、足	17,010点
3 肩鎖、指(手、足)	16,060点
K066-3 滑液膜摘出術	10,000/50
1 肩、股、膝	17,750点
2 胸鎖、肘、手、足	11, 200点
3 肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066-4 関節鏡下滑液膜摘出術	1,000///
1 肩、股、膝	17,610点
2 胸鎖、肘、手、足	17,030点
3 肩鎖、指(手、足)	16,060点
K066-5 膝蓋骨滑液囊切除術	11,200点
K066-6 関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030点
K066-7 掌指関節滑膜切除術	7,930点
K066-8 関節鏡下掌指関節滑膜切除術	16,060点
K067 関節 鼠 摘出手術	
1 肩、股、膝	13,000点
2 胸鎖、肘、手、足	10,580点
3 肩鎖、指(手、足)	3,970点

K 0 6 7 - 2 関節鏡下関節 鼠 摘出手術	
	17,780点
2 胸鎖、肘、手、足	19,100点
3 肩鎖、指(手、足)	19,100点
K068 半月板切除術	9, 200点
K008 千万极切除制 K068-2 関節鏡下半月板切除術	15,090点
K068-2	
K009 十月板種 n m K069-2 関節鏡下三角線維軟骨複合体切除・縫合術	11,200点
K069-2 関即規下三角線維軟有複合体切除・維合物 K069-3 関節鏡下半月板縫合術	16,730点
	18,810点
K 0 7 0 ガングリオン摘出術	2 050 5
1 手、足、指(手、足)	3,050点
2 その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3, 190点
K 0 7 1 削除	
K O 7 2 関節切除術	01 000 =
1 肩、股、膝	21,200点
2 胸鎖、肘、手、足	16,070点
3 肩鎖、指(手、足)	5,670点
K073 関節内骨折観血的手術	
1 肩、股、膝、肘	20,760点
2 胸鎖、手、足	17,070点
3 肩鎖、指(手、足)	10,370点
K O 7 3 - 2 関節鏡下関節内骨折観血的手術	
1 肩、股、膝、肘	27,720点
2 胸鎖、手、足	18,910点
3 肩鎖、指(手、足)	11,970点
K074 靱帯断裂縫合術	
1 十字靱帯	17,070点
2 膝側副靱帯	16,560点
3 指(手、足)その他の靱帯	7,600点
K O 7 4 - 2 関節鏡下靱帯断裂縫合術	
1 十字靱帯	24, 170点
2 膝側副靱帯	16,510点
3 指(手、足)その他の靱帯	15,720点
K075 非観血的関節授動術	
1 肩、股、膝	1,320点
2 胸鎖、肘、手、足	1,260点
3 肩鎖、指(手、足)	490点
K076 観血的関節授動術	
1 肩、股、膝	38,890点
2 胸鎖、肘、手、足	28,210点
3 肩鎖、指(手、足)	8,460点
K 0 7 7 観血的関節制動術	
1 肩、股、膝	27,380点
2 胸鎖、肘、手、足	15,560点
3 肩鎖、指(手、足)	5,550点
K078 観血的関節固定術	
1 肩、股、膝	21,640点
2 胸鎖、肘、手、足	18,590点
3 肩鎖、指(手、足)	7,200点

K O 7 9 靭帯断裂形成手術	20 212 5
	28,210点
2 膝側副靱帯	18,810点
3 指 (手、足) その他の靭帯	16, 350点
K O 7 9 - 2 関節鏡下靱帯断裂形成手術	0.4.000 =
1 十字靱帯	34,980点
2 膝側副靱帯	17,280点
3 指 (手、足) その他の靱帯	16,390点
4 内側膝蓋大腿靱帯	20, 180点
K080 関節形成手術	45 500 H
1 肩、股、膝	45,720点
2 胸鎖、肘、手、足	28,210点
3 肩鎖、指(手、足)	13,740点
注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合は、880点を所定点	
K080-2 内反足手術	25,930点
K080-3 肩腱板断裂手術	10 700 =
1 簡単なもの	18,700点
2 複雑なもの (1.15)	24,310点
K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術	97 040 片
1 簡単なもの 2 複雑なもの	27,040点
***** * =	38,670点
K O 8 O - 5 関節鏡下肩関節唇形成術 1 腱板断裂を伴うもの	45, 200点
1 腱板断裂を伴うもの 2 腱板断裂を伴わないもの	32, 160点
と	52, 160点 44, 830点
K080 0	44,000///
1 肩、股	19,500点
2 肘、手、足	18,810点
3 指(手、足)	9,070点
K082 人工関節置換術	0, 010///
1 肩、股、膝	37,690点
2 胸鎖、肘、手、足	28, 210点
3 肩鎖、指(手、足)	13, 310点
K082-2 人工関節抜去術	,,
1 肩、股、膝	30,230点
2 胸鎖、肘、手、足	22,680点
3 肩鎖、指(手、足)	13,950点
K082-3 人工関節再置換術	,
1 肩、股、膝	54,810点
2 胸鎖、肘、手、足	34, 190点
3 肩鎖、指(手、足)	21,930点
K083 鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。) (1局所につき)
	2,510点
注の介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、鋼線等に	IT A.
定点数のみにより算定する。	
K083-2 内反足足板挺子固定	2,030点
注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、内反足反	てい
点数のみにより算定する。	
(四肢切断、離断、再接合)	

K O 8 4 四肢切断術	
1 肩甲带	36, 500点
2 上腕、前腕、手、大腿、下腿、足	24, 320点
3 指 (手、足)	3,330点
K 0 8 4 - 2	36,500点
K085 四肢関節離断術	,
1 肩、股、膝	28,630点
2 肘、手、足	11,360点
3 指 (手、足)	3,330点
K086 断端形成術 (軟部形成のみのもの)	
1 指(手、足)	2,770点
2 その他	3,300点
K087 断端形成術(骨形成を要するもの)	
1 指(手、足)	7,410点
2 その他	10,630点
K088 切断四肢再接合術	
1 四肢	144,680点
2 指(手、足)	81,900点
(手、足)	
K089 爪甲除去術	640点
K090 ひょう疽手術	
1 軟部組織のもの	990点
2 骨、関節のもの	1,280点
K 0 9 0 - 2 風 棘 手術	990点
K 0 9 1 陥入爪手術	1 400 =
1 簡単なもの	1,400点
2 爪床爪母の形成を伴う複雑なもの K092 削除	2, 490点
K 0 9 2 削除 K 0 9 3 手根管開放手術	4 110 占
K093 子似自用放子州 K093-2 関節鏡下手根管開放手術	4, 110点 10, 400点
K094 足三関節固定 (ランブリヌディ) 手術	27, 890点
K095 削除	21,000//\
K096 手掌、足底腱膜切離・切除術	
1 鏡視下によるもの	4,340点
2 その他のもの	2,750点
K096-2 体外衝撃波疼痛治療術(一連につき)	5,000点
K097 手掌、足底異物摘出術	3,190点
K098 手掌屈筋腱縫合術	11,090点
K099 指瘢痕拘縮手術	6,880点
K099-2 デュプイトレン拘縮手術	
1 1指	10,430点
2 2指から3指	22,480点
3 4指以上	32,710点
K100 多指症手術	
1 軟部形成のみのもの	2,640点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	13,250点
K101 合指症手術	
1 軟部形成のみのもの	7,320点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	13,910点

K101-2 指癒着症手術	5 000 H
1 軟部形成のみのもの	7,320点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	13,910点
K102 巨指症手術	
1 軟部形成のみのもの	8,330点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	17,700点
K103 屈指症手術、斜指症手術	
1 軟部形成のみのもの	11,510点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	15, 390点
K104 削除	
K105 裂手、裂足手術	27,890点
K106 母指化手術	35,610点
K107 指移植手術	116,670点
K108 母指対立再建術	19, 150点
K109 神経血管柄付植皮術(手、足)	40,460点
K110 第四足指短縮症手術	10,790点
K110-2 第一足指外反症矯正手術	10,790点
K 1 1 1 削除	
(脊柱、骨盤)	
K112 腸骨窩膿瘍切開術	4,670点
K113 腸骨窩膿瘍掻爬術	11,600点
K114及びK115 削除	
K116 脊椎、骨盤骨掻爬術	17, 170点
K117 脊椎脱臼非観血的整復術	2,570点
K117-2 頸椎非観血的整復術	2,570点
K117-3 椎間板ヘルニア徒手整復術	2,570点
K118 脊椎、骨盤脱臼観血的手術	31,030点
K119 仙腸関節脱臼観血的手術	24, 320点
K120 恥骨結合離開観血的手術	7,890点
K120-2 恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580点
K121 骨盤骨折非観血的整復術	2,570点
K122及びK123 削除	
K124 腸骨翼骨折観血的手術	15,760点
K124-2	43,790点
K125 骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手	=術を除く。)
	32,110点
K126 脊椎、骨盤骨(軟骨)組織採取術(試験切除によるもの)	,
1 棘突起、腸骨翼	3,150点
2 その他のもの	4,510点
K126-2 自家培養軟骨組織採取術	4,510点
K127 削除	1, 010///
K128 脊椎、骨盤内異物(挿入物)除去術	12,770点
K129からK131まで 削除	12, 110///
K131-2 内視鏡下椎弓切除術	17,300点
注 2 椎弓以上について切除を行う場合は、1 椎弓を増すごとに所	
の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎弓	
する。	
7 'V 0	

K 1 3 2 削除

K134 椎間板摘出術 1 前方摘出術 40,030点 2 後方摘出術 23,520点 3 側方摘出術 28,210点 4 経皮的髄核摘出術 15,310点 注 2について、2以上の椎間板の摘出を行う場合には、1椎間を増すごとに所定点 数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超 えないものとする。 K134-2 内視鏡下椎間板摘出(切除)術 1 前方摘出術 75,600点 2 後方摘出術 30,390点 K135 脊椎、骨盤腫瘍切除術 36,620点 K136 脊椎、骨盤悪性腫瘍手術 88,870点 K136-2 腫瘍脊椎骨全摘術 113,830点 K137 骨盤切断術 48,650点 K138 脊椎披裂手術 1 神経処置を伴うもの 29,370点 2 その他のもの 18,990点 K139 脊椎骨切り術 60,330点 K140 骨盤骨切り術 36,990点 K141 臼蓋形成手術 28,220点 K141-2 寛骨臼移動術 40,040点 K141-3 脊椎制動術 16,810点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む。) 1 前方椎体固定 37,240点 2 後方又は後側方固定 32,890点 3 後方椎体固定 41,160点 4 前方後方同時固定 66,590点 5 椎弓切除 13,310点 6 椎弓形成 23,870点 注1 椎間又は椎弓が併せて2以上の場合は、1椎間又は1椎弓を追加するごとに、 追加した当該椎間又は当該椎弓に実施した手術のうち主たる手術の所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて4 を超えないものとする。 2 2から4までに掲げる手術の所定点数には、注1の規定にかかわらず、当該手 術を実施した椎間に隣接する椎弓に係る5及び6に掲げる手術の所定点数が含ま れる。 K142-2 脊椎側彎症手術 1 固定術 55,950点 2 矯正術 イ 初回挿入 112,260点 口 交換術 48,650点 ハ 伸展術 20,540点 注 1及び2のロ(胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。)について、椎間が2 以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点 数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。

K142-3 内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)

28,730点

101,910点

K133 黄色靱帯骨化症手術

注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に 相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。

K142-4 経皮的椎体形成術

19,960点

注1 複数椎体に行った場合は、1椎体を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50 に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎体を超えないものとする。

2 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K143 仙腸関節固定術

29,190点

K144 体外式脊椎固定術

25,800点

注 固定に伴って使用した保険医療材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。 第3款 神経系·頭蓋

通則

本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれる ものとする。

区分		
	(頭蓋、脳)	
K 1 4 5	。 穿頭脳室ドレナージ術	1,940点
K 1 4 6	頭蓋開溝術	14,430点
K 1 4 7	。 穿頭術(トレパナチオン)	1,840点
K 1 4 8	試験開頭術	15,850点
K 1 4 9	減圧開頭術	
	1 キアリ奇形、脊髄空洞症の場合	28,210点
	2 その他の場合	26,400点
K 1 5 0	脳膿瘍排膿術	21,470点
K 1 5 1	削除	
K 1 5 1 -	- 2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	193,060点
K 1 5 2	耳性頭蓋内合併症手術	56,950点
K 1 5 2 -	- 2 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	49,520点
K 1 5 3	鼻性頭蓋内合併症手術	52,870点
K 1 5 4	機能的定位脳手術	
	1 片側の場合	52,300点
	2 両側の場合	94,500点
K 1 5 4 -	- 2 顕微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術、側頭葉切除術、	脳梁離断術)
		131,630点
K 1 5 4 -	- 3 定位脳腫瘍生検術	20,040点
K 1 5 5	脳切截術(開頭して行うもの)	16,340点
K 1 5 6	延髄における脊髄視床路切截術	40,950点
K 1 5 7	三叉神経節後線維切截術	36,290点
K 1 5 8	視神経管開放術	36,290点
K 1 5 9	顔面神経減圧手術 (乳様突起経由)	44,500点
K 1 5 9 -	- 2 顔面神経管開放術	44,500点
K 1 6 0	脳神経手術 (開頭して行うもの)	37,620点
K 1 6 0 -	- 2 頭蓋内微小血管減圧術	43,920点

K160-2 頭蓋内微小血管減圧術 K 1 6 1 頭蓋骨腫瘍摘出術

23,490点 K162 頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術 36,290点

K163 頭蓋骨膜下血腫摘出術 10,460点

K164 頭蓋内血腫除去術 (開頭して行うもの)

1 硬膜外のもの 36,970点 2 硬膜下のもの 33,790点

3 脳内のもの 47,020点

± <i>k</i>	
K164-2 慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	10,900点
K164-3 脳血管塞栓(血栓)摘出術	37,560点
K164-4 定位的脳内血腫除去術	18, 220点
K164-5 内視鏡下脳内血腫除去術	42,950点
K 1 6 5 脳内異物摘出術	45,630点
K 1 6 6 脳膿瘍全摘術	36,500点
K167 頭蓋内腫瘤 摘出術	61,720点
K168 脳切除術	36,290点
K 1 6 9 頭蓋內腫瘍摘出術	
1 松果体部腫瘍	158, 100点
2 その他のもの	132, 130点
注1 脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫乳	易覚醒下マッピング加
算として、4,500点を所定点数に加算する。	
2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、	タラポルフィンナトリ
ウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザを用いて光線	泉力学療法を実施した
場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、10,00	00点を所定点数に加算
する。	
K 1 7 0 経耳的聴神経腫瘍摘出術	76,890点
K 1 7 1 経鼻的下垂体腫瘍摘出術	83,700点
K 1 7 1 - 2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	
1 下垂体腫瘍	108,470点
2 頭蓋底脳腫瘍(下垂体腫瘍を除く。)	123,620点
K 1 7 2 脳動静脈奇形摘出術	149,830点
K173 脳・脳膜脱手術	36, 290点
K174 水頭症手術	, , , , ,
1 脳室穿破術(神経内視鏡手術によるもの)	38,840点
2 シャント手術	24, 310点
K 1 7 4 - 2 髄液シャント抜去術	1,680点
K175 脳動脈瘤 被包術	2, 000,111
1 1 箇所	82,020点
2 2 箇所以上	94, 040点
K 176 脳動脈 瘤 流入血管クリッピング(開頭して行うもの)	01, 010///
	82,730点
2 2 箇所以上	108, 200点
・	100, 200///
	114,070点
2 2 箇所以上	128, 400点
注1 開頭の部位数及び使用したクリップの個数にかかわらず、	
る病変の箇所数に応じて算定する。	/ / / C / / c y /
2 頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、バイパ	ス海併田加管レーで
16,060点を所定点数に加算する。	へMMMAC C C、
16,000点を別定点数に加昇する。 K178 脳血管内手術	
1 1 箇所	63,270点
1 1 固 別 2 2 箇所以上	
	81,800点
3 脳血管内ステントを用いるもの	79,850点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	00 700 F
K178-2 経皮的脳血管形成術	39, 780点
注手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K178-3 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術	

1 頭蓋内脳血管の場合	36, 280点
2 頸部脳血管の場合(内頸動脈、椎骨動脈)	21,570点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	21, 010 _M
K178-4 経皮的脳血栓回収術	33, 150点
K178-5 経皮的脳血管ステント留置術	33, 150杰 33, 150点
K179 髓液漏閉鎖術	39, 380点
K179	55, 500/ M
1 頭蓋骨のみのもの	16,450点
2 硬膜形成を伴うもの	23,660点
3 骨移動を伴うもの	40,950点
注 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	40, 550 m
K181 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)	
1 片側の場合	65,100点
2 両側の場合	71,350点
K181-2 脳刺激装置交換術	14,270点
K 1 8 1 - 3 頭蓋内電極抜去術	12,880点
K181-4 迷走神経刺激装置植込術	24,350点
K181-5 迷走神経刺激装置交換術	4,800点
(脊髄、末梢神経、交感神経)	_,
K182 神経縫合術	
1 指(手、足)	12,640点
2 その他のもの	24,510点
K182-2 神経交差縫合術	
1 指(手、足)	43,580点
2 その他のもの	46, 180点
K182-3 神経再生誘導術	12,640点
K183 脊髓硬膜切開術	25,840点
K183-2 空洞・くも膜下腔シャント術(脊髄空洞症に対するもの)	25,840点
K184 減圧脊髓切開術	26,960点
K185 脊髄切截術	38,670点
K186 脊髓硬膜内神経切断術	38,670点
K187 脊髓視床路切截術	42,370点
K188 神経剥離術	
1 鏡視下によるもの	14,170点
2 その他のもの	10,900点
K189 脊髄ドレナージ術	340点
K190 脊髓刺激装置植込術	
1 16極以下ジェネレーターを用いるもの	40,280点
2 32極ジェネレーターを用いるもの	33,750点
注 脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。	
K190-2 脊髓刺激装置交換術	
1 16極以下ジェネレーターを用いるもの	15,650点
2 32極ジェネレーターを用いるもの	5,070点
K190-3 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	37,130点
K190-4 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	6,080点
K190-5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填	650点
注 1月に1回に限り算定する。	
K190-6 仙骨神経刺激装置植込術	40,280点

K190-7 仙骨神経刺激装置交換術	13,610点
K191 脊髄腫瘍摘出術	
1 髄外のもの	59,500点
2 髄内のもの	118,230点
K192 脊髄血管腫摘出術	106,460点
K193 神経腫切除術	
1 指(手、足)	5,770点
2 その他のもの	10,770点
注 神経腫が2個以上の場合は、神経腫を1個増すごとに、指(手、	足)の場合は2,800
点を、その他の場合は4,000点を加算する。	
K193-2 レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部)	
1 長径2センチメートル未満	1,660点
2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
3 長径4センチメートル以上	4,360点
K193-3 レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部以外)	
1 長径3センチメートル未満	1,280点
2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
3 長径6センチメートル以上	4,160点
K194 神経捻除術	
1 後頭神経	4,410点
2 上眼窩神経	4,410点
3 眼窩下神経	4,410点
4 おとがい神経	4,410点
5 下顎神経	7,750点
K194-2 横隔神経麻痺術	4,410点
K194-3 眼窩下孔部神経切断術	4,410点
K194-4 おとがい孔部神経切断術	4,410点
K195 交感神経切除術	
1 頸動脈周囲	7,930点
2 股動脈周囲	7,750点
K195-2 尾動脈腺摘出術	7,750点
K196 交感神経節切除術	
1 頸部	26,030点
2 胸部	16,340点
3 腰部	16,240点
K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	18,500点
K196-3 ストッフェル手術	12,490点
K196-4 閉鎖神経切除術	12,490点
K196-5 末梢神経遮断(挫滅又は切断)術(浅腓骨神経、深腓骨神経、	後脛骨神経又は腓
腹神経に限る。)	12,490点
K197 神経移行術	23,660点
K198 神経移植術	23,520点
第4款 眼	
区分	
(淚道)	
K199 涙点、涙小管形成術	550点
K200 淚囊切開術	690点
K200-2 涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	630点
K 2 0 1 先天性鼻淚管閉塞開放術	3,720点

1	K202 涙管チューブ挿入術	
1 その他のもの 1,810点 K 2 0 3 演奏地に衝 4,590点 K 2 0 5 涙養機管閉鎖術 3,720点 K 2 0 6 深入性液皮・衛 16,730点 K 2 0 7 練餐機給所(無板線合術を含む。) 1,580点 K 2 0 8 表型映明所 410点 K 2 0 9 銀輪機論別開術 470点 K 2 1 0 削除 470点 K 2 1 1 康毛電気分解析(毛供破壊) 560点 K 2 1 2 東壁橋正術 6,700点 K 2 1 3 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術 380点 K 2 1 4 軟板映脈術(巨大軟粒腫構用) 1,440点 K 2 1 5 - 2 眼瞼結構腫瘍手術 11,900点 K 2 1 7 眼瞼が原連生所 5,140点 K 2 1 7 眼瞼が発性療法 2,160点 K 2 1 8 眼瞼外反症手術 1,660点 K 2 1 9 眼瞼・軽極情 7,200点 K 2 2 1 建設計算験が展 390点 K 2 2 2 1 建設所養・養養・養養・養養・養養・養養・養養・養養・養養・養養・養養・養養・養養・養		2. 350点
K 2 0 3 演奏体的合作 23,490点 K 2 0 6 演奏検験的合作 23,490点 K 2 0 6 演人管理機構 3,720点 K 2 0 7 総裁離音用執行 16,730点 K 2 0 8 取機離音別開佈 410点 K 2 0 9 里 整確離切開所 470点 K 2 1 1 睫毛電気分解術(毛根玻膜) 560点 K 2 1 2 更級補審 560点 K 2 1 3 交化ず一ム線便塞補固術、マイボーム線切開術 580点 K 2 1 4 競技維確固備 580点 K 2 1 5 験故財除術(毛典軟配備団) 1,440点 K 2 1 7 眼瞼計陳維性腫瘍手術 1,500点 K 2 1 7 眼瞼計陳維性腫瘍手術 1,660点 K 2 1 7 眼瞼計學生態腫瘍手術 1,660点 K 2 1 8 眼瞼計算生態等所 1,660点 K 2 2 1 能験学所前報法 7,200点 K 2 2 1 能験等所報法 3,300点 K 2 2 1 結膜維養所法 7,200点 K 2 2 1 結膜維養節 1,550点 K 2 2 1 経験経済 1,260点 K 2 2 2 経験正確 1,550点 K 2 2 3 倉藤政権 1,650点 K 2 2 3 倉藤政権 1,650点 K 2 2		
K 2 0 4 張葉美藝物合作 23,490点 K 2 0 6 張列省形成主衛 16,730点 K 2 0 7 陳秋経合術(陳秋全衛を含む。) 1,580点 K 2 0 9 更越離期間所 470点 K 2 0 9 更越離原則所所 470点 K 2 1 0 即除 K 2 1 1 康王電気分解術(毛根破壊) 560点 K 2 1 2 果眼離正術 6,700点 K 2 1 3 マイボームト酸種塞補出術、マイボーム除切開術 360点 K 2 1 5 飯板切除術(巨大養軟腫情別) 1,440点 K 2 1 5 健康社職建事務 1,90点 K 2 1 5 健康付別計算 2,160点 K 2 1 7 眼瞼付於正手術 1,660点 K 2 1 8 眼瞼付於正手術 7,200点 K 2 1 8 眼瞼付養 1,660点 K 2 1 9 銀験計算 1,660点 K 2 2 1 紅腹壁・上手術 7,200点 K 2 2 1 総験・主衛・ 1,260点 K 2 2 1 裁験・主衛・ 1,260点 K 2 2 1 裁験基市 1,260点 K 2 2 2 裁験のもの 39の点 K 2 2 3 対験を検験・活動に対し、 2,250点 K 2 2 3 大き変しの表のが成し、 16,730点 K 2 2 5	のう	
 K 2 0 6 涙嚢蝶管閉鎖術 K 2 0 6 涙嚢蝶管閉鎖術 K 2 0 7 歳縁経合術(験枝経合術を含む。) K 2 0 7 歳縁経合術(験枝経合術を含む。) K 2 0 8 表的機能の関係 K 2 0 9 - 2 外書切開術 K 2 1 0 削除 K 2 1 0 削除 K 2 1 1 雖毛電気分解析(毛根破壊) K 2 1 1 雖毛電気分解析(毛根破壊) K 2 1 1 雖毛電気分解析(毛根破壊) K 2 1 3 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術 K 2 1 3 を放し物除術(巨大霰粒腫病出) K 2 1 4 嚴較連続出情 K 2 1 5 世級地別除術(巨大霰粒腫病出) K 2 1 6 眼瞼結梗感性腫瘍手術 K 2 1 7 眼瞼内反症手術 K 2 1 7 眼瞼下垂症手術 K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 K 2 1 1 朝験下垂症手術 K 2 1 1 朝験下垂症手術 K 2 2 2 結膜終子反症手術 K 2 2 1 結膜経合術 K 2 2 1 結膜経合術 K 2 2 2 結膜を移動に表 K 2 2 2 1 結膜経合術 K 2 2 2 1 結膜経合術 K 2 2 2 1 結膜経合術 K 2 2 2 2 一次数のもの(1 眼瞼ごと) 2 多数のもの 3 3 の点 K 2 2 2 2 1 結膜経子の(1 眼瞼で) K 2 2 3 計膜薬形成手術 K 2 2 3 計膜薬形成手術 K 2 2 3 計膜薬形成手術 K 2 2 3 一次の心の形成 3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。) K 2 2 3 一次の移植を要するもの) K 2 2 5 一支結脱腫瘍治療薬腫固術 K 2 2 5 一支結脱腫瘍治薬凝固術 K 2 2 5 一支結脱腫瘍清出療 K 2 2 5 一支結脱腫瘍清固術 K 2 2 6 限器腫瘍治薬凝固術 K 2 2 7 限部骨が観応のが、(1 3 650点 K 2 2 7 限部骨が観血の手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。) K 2 2 6 限器骨が緩延衛 K 2 2 7 限部骨が観血の手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。) K 2 2 9 眼窩骨が緩延衛 E 2 9 限の内異物除去術(表在性) 	のう くうあん	
K 2 0 6 次小管形成手術 (帳金)	K205 涙囊瘻管閉鎖術	
(眼瞼		
K 2 0 7	(眼瞼)	
K 2 0 9 9 日 映画標句関荷 470点 K 2 1 0 1 内容 470点 K 2 1 0 1 削除 10条 K 2 1 1 2 更属結正符 560点 K 2 1 1 3 更好機械信用術 360点 K 2 1 1 4 接触機械信用術 360点 K 2 1 1 4 接触機械信用術 580点 K 2 1 5 日 限験結膜運動性機等手術 1,440点 K 2 1 6 限験結膜悪性機等手術 11,900点 K 2 1 7 限験結膜運動性機等手術 11,900点 K 2 1 8 限験外反症手術 2,160点 K 2 1 9 限験下連維手術 3,670点 K 2 1 1 服験外疫症手術 3,670点 K 2 2 1 1 服験外房植法 3,670点 K 2 2 2 1 結膜結石除去術 1,260点 K 2 2 2 1 結膜結石除去術 1,260点 K 2 2 2 2 結膜結石除去術 2,250点 K 2 2 3 2 2 内管形成者 3,670点 K 2 2 3 2 2 持腰許異称手術 1,360点 K 2 2 3 2 2 持機成者 1,660点 K 2 2 3 2 2 持機時計 2,250点 K 2 2 3 2 2 内管成者 1,660点 K 2 2 3 2 2 内管成所 1,660点 K 2 2 3 2 2 内管成者 1,660点 K 2 2 3 2 2 内管成時 1,60点 K 2 2 3 2 2 内管成時 1,60点 K 2 2 3 2 2 内管成所 1,60点 K 2 2 5 2 3 2 2 内管成所 1,60点	K 2 0 7	1,580点
K 2 0 0 9 - 2	K208 麦粒腫切開術	410点
K 2 1 1 0	K209 眼瞼膿瘍切開術	470点
K 2 1 1 1 睫毛電気分解術(毛根破壊) 560点 K 2 1 2 2 鬼眼斷正術 6,700点 K 2 1 3 2 不一人無梗塞摘出術、マイボーム腺切開術 360点 K 2 1 4 数位順補出術 580点 K 2 1 5 - 2 眼瞼結膜腫瘍手術 1,440点 K 2 1 6 眼瞼結膜悪性腫瘍手術 11,900点 K 2 1 7 眼瞼内反症手術 2,160点 K 2 1 8 眼瞼外反症手術 3,670点 K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 7,200点 K 2 1 9 眼瞼子垂症手術 1,260点 K 2 2 1 4 結膜結石除去術 1,260点 K 2 2 2 5 結膜下異物除去術 390点 K 2 2 2 6 結膜薬形成手術 260点 K 2 2 2 7 倉庫及び結膜の形成 390点 K 2 2 2 2 結膜薬形成手術 2,250点 K 2 2 3 - 2 内替形成術 16,730点 K 2 2 4 製状片手術(弁の移植を要するもの) 3,650点 K 2 2 5 - 3 結膜腫瘍液薬固術 800点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍液薬固術 800点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍液腫病出術 6,290点 K 2 2 5 - 3 結膜の芽腫物体 1,390点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍液腫的所 800点 K 2 2 7 日 観路の芽腫の手術(服務プローアウト骨折手術を含む。) 1,490点 K 2 2 7 日 観路の異婚的計解 1,390点 K 2 2 8 眼窩方數線上新 2,9170点 K 2 2 9 眼窩分異物除去術(表在性) 29,170点	K 2 0 9 - 2 外眥切開術	470点
K 2 1 2 2 鬼眼矯正術 6,700点 K 2 1 3 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術 360点 K 2 1 4 終し傾論出術 580点 K 2 1 5 核板切除術(巨大酸粒腫摘出) 1,440点 K 2 1 6 収験結膜應緒膜腫瘍手術 11,900点 K 2 1 7 眼瞼內反症手術 1,660点 K 2 1 8 眼瞼外反症手術 2,160点 K 2 1 9 眼瞼下症症手術 2,160点 K 2 1 9 眼瞼下症症手術 7,200点 K 2 1 9 眼瞼を動前転法 7,200点 K 2 2 0 結膜診台術 1,260点 K 2 2 1 結膜結石除去術 260点 K 2 2 2 1 結膜素和除去術 390点 K 2 2 2 2 表放のもの 390点 K 2 2 2 3 た臓膜薬形成手術 2,250点 K 2 2 3 を勝形成(皮膚又は粘膜の形成 2,250点 K 2 2 3 を勝形成(皮膚又は粘膜の形成 2,250点 K 2 2 3 と 機関癌冷凍腫局所 16,730点 K 2 2 5 と 2 結膜腫瘍冷凍腫衝所 6,290点 K 2 2 5 と 2 結膜腫瘍冷凍腫固術 800点 K 2 2 5 と 2 結膜 無線切開術 6,290点 K 2 2 6 眼窩膿瘍の巣腫衝所 1,390点 K 2 2 7 眼窩機分類機合物 1,390点 K 2 2 8 眼窩骨折離血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 9 眼窩骨折離血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 9 眼窩内異物除去術(表在性) 29,170点	K 2 1 0 削除	
K 2 1 3 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術 360点 K 2 1 4 酸粒腫摘出術 580点 K 2 1 5 1 糠粒腫摘出術 580点 K 2 1 5 2 眼瞼結膜腫瘍手術 5,140点 K 2 1 6 1 1,900点 K 2 1 7 眼瞼結膜應性腫瘍手術 1,400点 K 2 1 7 眼瞼対反症手術 1,660点 2 皮膚切開法 2,160点 K 2 1 8 眼瞼外反症手術 2,160点 K 2 1 8 眼瞼外反症手術 3,67点 K 2 1 9 眼瞼挙筋前転法 7,200点 2,160点 3 その他のもの 6,070点 (お譲) (お譲) (お譲) (おまじ) 2 多数のもの 300点 K 2 2 0 お誤験者で除去術 2,260点 30点点 K 2 2 2 お誤験者で除去術 2,260点 30点点 K 2 2 2 お誤験者で除去術 3,60点 K 2 2 2 お誤験者で除去術 3,60点 3,60点 K 2 2 2 お誤験者で除去術 3,60点 K 2 2 2 お誤験者が良ま術 3,60点 K 2 2 3 を持護機能の形成 3,60点 3,60点	K211 睫毛電気分解術(毛根破壊)	560点
K 2 1 4 報 極極續出術 580点 K 2 1 5 - 2 服 檢 板 壁 橋 (巨大 霰 粒 腫 摘 上 術) 1,440点 K 2 1 6 眼瞼 結 膜 悪性腫瘍手術 11,900点 K 2 1 7 眼瞼 内反症手術 1,660点 K 2 1 8 眼瞼 外反症手術 2,160点 K 2 1 9 眼瞼 下垂症手術 3,670点 K 2 1 9 眼瞼 下垂症手術 7,200点 K 2 2 0 結膜終 移植法 18,530点 3 その他のもの 6,070点 6,070点 K 2 2 1 結膜結合術 1,260点 K 2 2 1 結膜結合所 1,260点 K 2 2 2 結膜 新 石除去術 390点 K 2 2 2 結膜 新 不 所 去 術 390点 K 2 2 3 右膜	K212 兎眼矯正術	6,700点
K 2 1 5 1 5 2	さん	
 K 2 1 5 - 2	K 2 1 4 霰粒腫摘出術	
K 2 1 6 眼瞼内反症手術 1,660点 K 2 1 7 眼瞼内反症手術 1,660点 K 2 1 8 眼瞼外反症手術 3,670点 K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 7,200点 K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法 7,200点 L 2 0 結膜終合析 1,260点 6,070点 K 2 2 0 結膜終合析 1,260点 K 2 2 1 結膜経合析 1,260点 K 2 2 2 1 結膜養子成去術 390点 K 2 2 2 2 結膜養形成手術 260点 L 必数のもの(1 眼瞼ごと) 260点 2 多数のもの 390点 K 2 2 3 3 結膜養形成手術 2,250点 L 部分形成 2,250点 A 2 2 皮膚及び結膜の形成 13,610点 K 2 2 3 - 2 内骨形成術 16,730点 K 2 2 3 - 2 内骨形成術 16,730点 K 2 2 5 - 3 結膜腫瘍冷凍凝固術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜内芽腫補筋所 6,290点 K 2 2 5 - 3 結膜病外腫補筋所 800点 K 2 2 6 眼窩腸切開術 1,390点 K 2 2 7 眼窩腸切開術 1,390点 K 2 2 8 眼窩骨折顧血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 8 眼窩骨折整後術 29,170点 K 2 2 9 眼窩骨折整後術 29,170点 K 2	けん	
K 2 1 7 眼瞼内反症手術 1,660点 2 皮膚切開法 2,160点 K 2 1 8 眼瞼外反症手術 3,670点 K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 7,200点 L 服験移航転法 7,200点 6,070点 (結膜) 18,530点 3 その他のもの(6,070点 (げん	
1 総合法 1,660点 2,160点 2,160点 1,600点 1,600点	けん	11,900点
2 皮膚切開法 2,160点 K 2 1 8 眼瞼外反症手術 3,670点 K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法 7,200点 1 眼瞼挙筋前転法 18,530点 2 筋膜移植法 18,530点 K 2 2 0 結膜終 1,260点 K 2 2 1 結膜結石除去術 260点 1 少数のもの(1 眼瞼ごと) 260点 2 多数のもの 390点 K 2 2 2 結膜下異物除去術 390点 K 2 2 3 結膜養形成手術 1,3610点 2 皮膚及び結膜の形成 13,610点 K 2 2 3 - 2 内情形成術 16,730点 K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの) 3,650点 K 2 2 5 - 3 結膜腫瘍冷凍凝固術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜病当構術 6,290点 K 2 2 6 眼窩腫瘍別開術 1,390点 K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 8 眼窩骨折製血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 9 眼窩骨折製血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 9 眼窩骨折製血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 9 眼窩骨折製血的手術(眼窩/口ーアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 9 眼窩骨折裂血的手術(眼窩/口ーアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 9 眼窩骨折裂血(外異教除去術(表在性) 8,240点		
K 2 1 8 眼瞼 下垂症手術 K 2 1 9 眼瞼 下垂症手術 1 眼瞼 挙筋前転法 7,200点 2 筋膜移植法 18,530点 3 その他のもの 6,070点 (結膜) (結膜) K 2 2 0 結膜縫合術 1,260点 K 2 2 1 結膜結石除去術 260点 1 少数のもの(1眼瞼ごと) 260点 2 多数のもの 390点 K 2 2 2 3 結膜養形成手術 2,250点 1 部分形成 2,250点 2 皮膚及び結膜の形成 13,610点 K 2 2 3 - 2 内眥形成術 16,730点 K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの) 3,650点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍向康療治凍凝固術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜内芽腫摘除術 800点 (1 () () () () () () () () ()		
K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼姿筋前転法 7,200点 2 筋膜移植法 18,530点 3 その他のもの (6,070点 (結膜) K 2 2 0 結膜縫合術 1,260点 K 2 2 1 結膜結石除去術 260点 2 多数のもの (1 眼瞼ごと) 260点 2 多数のもの 390点 K 2 2 3 結膜養形成手術 2,250点 1 部分形成 2,250点 2 皮膚及び結膜の形成 13,610点 3 全部形成 (皮膚又は粘膜の移植を含む。) 16,730点 K 2 2 3 - 2 内眥形成術 16,730点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍冷凍凝固術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術 800点 K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 8 眼窩骨折整復術 29,170点 K 2 2 9 眼窩骨折整復術 29,170点 K 2 2 9 眼窩內異物除去術(表在性) 8,240点	けん	
1 眼瞼挙筋前転法 7,200点 2 筋膜移植法 18,530点 3 その他のもの 6,070点 (結膜) K 2 2 0 結膜縫合術 1,260点 K 2 2 1 結膜結石除去術 2 2 2 3 装膜 所異物除去術 390点 390点 390点 2 多数のもの 390点 390点 2 多数のもの 390点 390点 2 2 2 3 結膜薬形成手術 390点 2 2 2 結膜薬形成手術 2,250点 2 皮膚及び結膜の形成 1,610点 3 全部形成 (皮膚又は粘膜の移植を含む。) 16,730点 K 2 2 3 3 2 内眥形成術 16,730点 K 2 2 4 翼状片手術 (弁の移植を要するもの) 3,650点 K 2 2 5 3 結膜腫瘍冷凍凝固術 800点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍摘出術 6,290点 K 2 2 5 - 3 結膜腫瘍摘出術 6,290点 K 2 2 5 - 3 結膜腺瘍肉芽腫病除術 800点 (眼窩、涙腺) (眼窩、涙腺) (眼窩骨折観血的手術 (眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 8 眼窩骨折整復術 8,240点 8,240点	17 Å	3,670点
18,530点 3 その他のもの 6,070点 (結膜) 1,260点 2 2 2 2 2 2 2 2 2	けん	7 000 =
(結膜) 6,070点 K 2 2 0 結膜縫合術 1,260点 K 2 2 1 結膜結石除去術 260点 1 少数のもの(1 眼瞼ごと) 390点 K 2 2 2 結膜下異物除去術 390点 K 2 2 3 結膜変形成手術 2,250点 1 部分形成 2,250点 2 皮膚及び結膜の形成 13,610点 3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。) 16,730点 K 2 2 3 - 2 内眥形成術 16,730点 K 2 2 5 接腱腫瘍冷凍凝固術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜腫瘍治凍緩 6,290点 K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術 80点 (服窩、涙腺) 80点 K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 8 眼窩骨折整復術 29,170点 K 2 2 9 眼窩骨折整復術 29,170点 K 2 2 9 眼窩内異物除去術(表在性) 8,240点		
(結膜) K 2 2 0 結膜縫合術 1,260点 K 2 2 1 結膜結石除去術 2 多数のもの (1 眼瞼ごと) 260点 K 2 2 2 2 結膜下異物除去術 390点 K 2 2 3 結膜養形成手術 1 部分形成 2,250点 2 皮膚及び結膜の形成 13,610点 K 2 2 3 - 2 内眥形成術 16,730点 K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの) 3,650点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍冷凍凝固術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術 6,290点 K 2 2 6 眼窩膿瘍切開術 1,390点 K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 8 眼窩骨折整復術 29,170点 K 2 2 9 眼窩內異物除去術(表在性) 8,240点		
K 2 2 0 結膜縫合術 1,260点 K 2 2 1 結膜結石除去術 260点 1 少数のもの(1 眼瞼ごと) 260点 2 多数のもの 390点 K 2 2 2 3 結膜変の表術 390点 K 2 2 3 3 結膜養形成手術 2,250点 2 皮膚及び結膜の形成 13,610点 3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。) 16,730点 K 2 2 3 - 2 内眥形成術 16,730点 K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの) 3,650点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍冷凍凝固術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術 800点 K 2 2 6 眼窩膿瘍切開術 1,390点 K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 8 眼窩骨折整復術 29,170点 K 2 2 9 眼窩骨折整復術 29,170点 K 2 2 9 眼窩內異物除去術(表在性) 8,240点		0,070点
K 2 2 1 結膜結石除去術 1 少数のもの(1 眼瞼ごと) 260点 390点 390点 K 2 2 2 2 結膜下異物除去術 390点 K 2 2 3 3 結膜養形成手術 2,250点 1 部分形成 2,250点 2 皮膚及び結膜の形成 13,610点 K 2 2 3 - 2 内眥形成術 16,730点 K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの) 3,650点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍治連瘍菌術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜内芽腫摘除術 6,290点 K 2 2 6 眼窩膿瘍切開術 1,390点 K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。) 14,940点 K 2 2 8 眼窩骨折整復術 29,170点 K 2 2 9 眼窩內異物除去術(表在性) 8,240点		1 260占
1 少数のもの(1眼瞼ごと)260点2 多数のもの390点K 2 2 2 結膜下異物除去術390点K 2 2 3 結膜嚢形成手術2,250点1 部分形成2,250点2 皮膚及び結膜の形成13,610点3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)16,730点K 2 2 3 - 2 内眥形成術16,730点K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの)3,650点K 2 2 5 - 3 結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術6,290点K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術800点K 2 2 7 眼窩濃瘍切開術1,390点K 2 2 8 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8 眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9 眼窩内異物除去術(表在性)8,240点		1,200点
1多数のもの390点K 2 2 2 3結膜下異物除去術390点K 2 2 3 名 結膜嚢形成手術2,250点1部分形成2,250点2皮膚及び結膜の形成13,610点3全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)16,730点K 2 2 3 - 2内眥形成術16,730点K 2 2 4翼状片手術(弁の移植を要するもの)3,650点K 2 2 5結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 2結膜腫瘍摘出術6,290点K 2 2 5 - 3結膜肉芽腫摘除術800点(眼窩、涙腺)(眼窩、涙腺)K 2 2 6眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9眼窩内異物除去術(表在性)8,240点	1 小数のもの(1 眼瞼 デレ)	260 占
K 2 2 2結膜下異物除去術390点K 2 2 3結膜嚢形成手術2,250点1部分形成2,250点2皮膚及び結膜の形成13,610点3全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)16,730点K 2 2 3 - 2内眥形成術16,730点K 2 2 4翼状片手術(弁の移植を要するもの)3,650点K 2 2 5結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 2結膜腫瘍摘出術6,290点K 2 2 5 - 3結膜腫瘍摘出術800点K 2 2 6眼窩膿瘍切開術1,390点K 2 2 7眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9眼窩内異物除去術(表在性)8,240点		
K 2 2 3結膜嚢形成手術2,250点1部分形成2,250点2皮膚及び結膜の形成13,610点K 2 2 3 - 2内眥形成術16,730点K 2 2 4翼状片手術(弁の移植を要するもの)3,650点K 2 2 5結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 2結膜腫瘍摘出術6,290点K 2 2 5 - 3結膜肉芽腫摘除術800点(眼窩、涙腺)(眼窩、涙腺)K 2 2 6眼窩膿瘍切開術1,390点K 2 2 7眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9眼窩内異物除去術(表在性)8,240点		
1 部分形成2,250点2 皮膚及び結膜の形成13,610点3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)16,730点K 2 2 3 - 2 内眥形成術16,730点K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの)3,650点K 2 2 5 結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍摘出術6,290点K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術800点(眼窩、涙腺)(眼窩、涙腺)K 2 2 6 眼窩膿瘍切開術1,390点K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8 眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9 眼窩內異物除去術(表在性)8,240点	0)	000/M
2 皮膚及び結膜の形成13,610点3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)16,730点K 2 2 3 - 2 内眥形成術16,730点K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの)3,650点K 2 2 5 結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍摘出術6,290点K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術800点(眼窩、涙腺)(眼窩、涙腺)K 2 2 6 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,390点K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8 眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9 眼窩内異物除去術(表在性)8,240点		2,250点
3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)16,730点K 2 2 3 - 2 内眥形成術16,730点K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの)3,650点K 2 2 5 結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍摘出術6,290点K 2 2 5 - 3 結膜肉芽腫摘除術800点(眼窩、涙腺)(眼窩、涙腺)K 2 2 6 眼窩膿瘍切開術1,390点K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8 眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9 眼窩內異物除去術(表在性)8,240点		
K 2 2 3 - 2内眥形成術16,730点K 2 2 4翼状片手術(弁の移植を要するもの)3,650点K 2 2 5結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 2結膜腫瘍摘出術6,290点K 2 2 5 - 3結膜肉芽腫摘除術800点(眼窩、涙腺)(眼窩、涙腺)K 2 2 6眼窩膿瘍切開術1,390点K 2 2 7眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9眼窩內異物除去術(表在性)8,240点		
K 2 2 5結膜腫瘍冷凍凝固術800点K 2 2 5 - 2結膜腫瘍摘出術6,290点K 2 2 5 - 3結膜肉芽腫摘除術800点(眼窩、涙腺)(眼窩、涙腺)K 2 2 6眼窩膿瘍切開術1,390点K 2 2 7眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9眼窩內異物除去術(表在性)8,240点	l l	
K225-2結膜腫瘍摘出術6,290点K225-3結膜肉芽腫摘除術800点(眼窩、涙腺)(眼窩、涙腺)K226眼窩膿瘍切開術1,390点K227眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K228眼窩骨折整復術29,170点K229眼窩內異物除去術(表在性)8,240点	K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)	
K 2 2 5 - 3結膜肉芽腫摘除術 (眼窩、涙腺)800点 (眼窩、涙腺)K 2 2 6眼窩膿瘍切開術 (眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)1,390点 (根2 2 7)K 2 2 8眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点 (29,170点 (表2 2 9)K 2 2 9眼窩內異物除去術(表在性)8,240点	K 2 2 5 結膜腫瘍冷凍凝固術	800点
K226眼窩膿瘍切開術1,390点K227眼窩膿瘍切開術14,940点K228眼窩骨折觀血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K228眼窩骨折整復術29,170点K229眼窩內異物除去術(表在性)8,240点	K225-2 結膜腫瘍摘出術	6,290点
K 2 2 6眼窩膿瘍切開術1,390点K 2 2 7眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9眼窩內異物除去術(表在性)8,240点		800点
K 2 2 7眼常骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)14,940点K 2 2 8眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9眼窩内異物除去術(表在性)8,240点	(眼窩、涙腺)	
K 2 2 8眼窩骨折整復術29,170点K 2 2 9眼窩內異物除去術(表在性)8,240点	K226 眼窩膿瘍切開術	1,390点
K 2 2 9 眼 ^か 高内異物除去術(表在性) 8,240点	K227 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)	14,940点
μ	ታ›	29,170点
K 2 3 0 眼窩内異物除去術(深在性)	K 2 2 9 眼窩內異物除去術 (表在性)	8,240点
	K 2 3 0 眼窩内異物除去術 (深在性)	

1 視神経周囲、眼窩尖端	
	27,460点
2 その他	13,310点
K 2 3 1 及びK 2 3 2 削除	
K 2 3 3 眼窩内容除去術	16,980点
K234 眼窩内腫瘍摘出術 (表在性)	6,770点
K 2 3 5 眼窩內腫瘍摘出術(深在性)	45,230点
K 2 3 6 眼窩悪性腫瘍手術	51,940点
K237 眼窩縁形成手術(骨移植によるもの)	17,700点
(眼球、眼筋)	
K 2 3 8 削除	
K 2 3 9 眼球内容除去術	5,110点
K 2 4 0 削除	
K 2 4 1 眼球摘出術	3,670点
K 2 4 2 斜視手術	
1 前転法	4,280点
2 後転法	4,200点
3 前転法及び後転法の併施	10,970点
4 斜筋手術	9,970点
5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	12,300点
K 2 4 3 義眼台包埋術	6,680点
K 2 4 4 眼筋移動術	19,330点
K245 眼球摘出及び組織又は義眼台充填術	7,330点
(角膜、強膜)	
K 2 4 6 角膜・強膜縫合術	2,980点
K 2 4 7 削除	
K 2 4 8 角膜新生血管手術(冷凍凝固術を含む。)	980点
K248-2 顕微鏡下角膜抜糸術	950点
K 2 4 9 角膜潰瘍掻爬術、角膜潰瘍焼 灼 術	990点
K 2 5 0 角膜切開術	990点
K 2 5 1 削除	
K252 角膜・強膜異物除去術	640点
K 2 5 3 削除	
K 2 5 4 治療的角膜切除術	
1 エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯り	₹毎瞙変性に係るもの
に限る。)	10,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	10,000///
2 その他のもの	2,650点
K 2 5 5 強角膜瘻孔閉鎖術	10,010点
K 2 5 6 角膜潰瘍結膜被覆術	2,650点
K 2 5 7 角膜表層除去併用結膜被覆術	6,920点
K257	0, <i>320</i> m
K 2 5 9 角膜移植術	54,800点
注 レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点:	•
在「レーケーによる場合は、レーケー使用加昇として、別定点	<u>纵にり, 000点で加昇り</u>
る。 K 2 6 0 強膜移植術	18,810点
K 2 6 0 - 2 羊膜移植術	8,780点
K 2 6 0 - 2 + 膜移恒桁 K 2 6 1 角膜形成手術	8,780点 3,060点
	3,000点
K 2 6 2 削除 (どびる時)	
(ぶどう膜)	

The same of the sa	
K 2 6 3 及び K 2 6 4 削除	
K 2 6 5 虹彩腫瘍切除術	16,790点
K 2 6 6 毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	30,800点
K267 削除	
K 2 6 8 緑内障手術	
1 虹彩切除術	4,740点
2 流出路再建術	19,020点
3 濾過手術	23,600点
4 緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのないもの)	34, 480点
5 緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)	45, 480点
K 2 6 9 虹彩整復・瞳孔形成術	4,730点
K 2 7 0 虹彩光凝固術	6,620点
K271 毛様体光凝固術	4,670点
K272 毛様体冷凍凝固術	2,160点
K273 隅角光凝固術	8,970点
(眼房、網膜)	
K 2 7 4 前房、虹彩内異物除去術	8,800点
K275 網膜復位術	34,940点
K276 網膜光凝固術	
1 通常のもの(一連につき)	10,020点
2 その他特殊なもの(一連につき)	15,960点
K277 網膜冷凍凝固術	15,750点
K277-2 黄斑下手術	47, 150点
(水晶体、硝子体)	
K278 硝子体注入・吸引術	1,900点
K279 硝子体切除術	15,560点
K280 硝子体茎顕微鏡下離断術	
1 網膜付着組織を含むもの	38,950点
2 その他のもの	29,720点
K280-2 網膜付着組織を含む硝子体切除術 (眼内内視鏡を用いるもの)	47,780点
K 2 8 1 増殖性硝子体網膜症手術	54,860点
K 2 8 1 - 2 網膜再建術	69,880点
K282 水晶体再建術	
1 眼内レンズを挿入する場合	
イ 縫着レンズを挿入するもの	17,440点
ローその他のもの	12,100点
2 眼内レンズを挿入しない場合	7,430点
3 計画的後嚢切開を伴う場合	18, 150点
注 水晶体嚢拡張リングを使用した場合は、所定点数に1,600点を加算	算する。
K282-2 後発白内障手術	1,380点
K 2 8 3 削除	
K284 硝子体置換術	6,890点
第5款 耳鼻咽喉	
区分	
(外耳)	
K285 耳介血腫開窓術	380点
K286 外耳道異物除去術	222711
1 単純なもの	220点
2 複雑なもの	710点
= IAIE VIO	. 10/10

	_ 3536	
	先天性耳瘻管摘出術 	3,900点
K 2 8 8	副耳(介)切除術	2,240点
K 2 8 9	耳 茸 摘出術	830点
K 2 9 0	外耳道骨増生(外骨腫)切除術	8,440点
	- 2 外耳道骨腫切除術	7,670点
K 2 9 1	耳介腫瘍摘出術	4,730点
K 2 9 2	外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	6,330点
K 2 9 3	耳介悪性腫瘍手術	19, 180点
K 2 9 4	外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	35,590点
K 2 9 5	耳後瘻孔閉鎖術	3,340点
K 2 9 6	耳介形成手術	
	1 耳介軟骨形成を要するもの	16,760点
	2 耳介軟骨形成を要しないもの	8,910点
K 2 9 7	外耳道形成手術	17,110点
K 2 9 8	外耳道造設術・閉鎖症手術	35, 290点
K 2 9 9	小耳症手術	
	1 軟骨移植による耳介形成手術	56, 140点
	2 耳介挙上	12,290点
	(中耳)	
K 3 0 0	鼓膜切開術	690点
K 3 0 1	鼓室開放術	6,070点
K 3 0 2	上鼓室開放術	10,950点
K 3 0 3	上鼓室乳突洞開放術	20,600点
K 3 0 4	乳突洞開放術(アントロトミー)	11,240点
K 3 0 5	乳突削開術	20,410点
K 3 0 6	錐体部手術	38,090点
K 3 0 7	削除	
	耳管内チューブ挿入術	1,420点
K 3 0 8 -		1,420点
K 3 0 9		2,670点
K 3 1 0	乳突充填術	6,230点
K 3 1 1	鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)	1,580点
K 3 1 2	鼓膜鼓室肉芽切除術	3,020点
K 3 1 3	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	37,370点
K 3 1 4	中耳悪性腫瘍手術	
	1 切除	41,520点
	2 側頭骨摘出術	68,640点
K 3 1 5	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	9,900点
K 3 1 6	S状洞血栓(静脈炎)手術	24,730点
K 3 1 7	中耳根治手術	35, 370点
K 3 1 8	鼓膜形成手術	18,100点
K 3 1 9	鼓室形成手術	42,770点
K 3 2 0	アブミ骨摘出術・可動化手術 (内耳)	32, 140点
K 3 2 1	内耳開窓術	31,970点
K 3 2 2	経迷路的内耳道開放術	64,930点
K 3 2 3	内リンパ嚢開放術	28,210点
K 3 2 4	削除	
K 3 2 5	迷路摘出術	

1	■ カルト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	00.000 =
K 3 2 6 削除	1 部分摘出(膜迷路摘出術を含む。)	26,960点
K 3 2 7 内耳窓閉鎖糖 40,810点		38,890点
K 3 2 8 人工内耳植込術		22 250占
K 3 2 8 - 2 植込型骨導補聴器移植術		
K 3 2 8 - 3 核込型骨準補聴器交換術 (泉)		
株3 2 9		
 K3329 鼻中隔血腫切開術 K331-2 下甲介粘膜焼灼術 K331-2 下甲介粘膜焼灼術 K331-3 下甲介粘膜炭灼術 K333-3 下甲介粘膜皮の一ザー焼灼術(両側) C2,910点 K333-3 早骨折整後固定術 K333-3 早骨折整後固定術 K333-3 鼻骨骨折整後固定術 K333-3 早骨折硬化固定術 K333-3 具骨骨折硬化 K333-1 具骨骨折硬化 K333-3 具骨骨折硬化 K333-2 上野洞鼻内手術 K333-2 上野洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) C40点 K333-3 上野洞鼻外手術 C50点 K333-3 上野洞鼻外手術 C740点 K333-3 上野洞鼻外手術 C740点 K333-3 上野洞鼻外手術 C90点 K333-3 上野洞鼻外手術 C90点 K333-3 上野洞鼻外手術 C90点 K333-4 具甲介切除術 C2,740点 K333-7 具甲介切除術 C2,740点 K333-7 具甲が砂除術 C2,310点 K333-7 具事摘出術 C3,310点 K334-0 具甲が開発 C3,30点 K340-2 削除 K340-2 削除 K340-2 削除 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔手術) C3,600点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(副鼻腔手術) C4,500点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(温泉の上手術) K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(温泉的 上手術) K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(温泉的 上手術) K341 上野洞性後鼻孔ボリーブ切除術 K342 - 長副鼻腔腫瘍摘出術 K343 - 大日焼除 C2 全橋 K344 - 長庭腔の 異常が足動病 C4,500点 K345 - 長庭腔の 異常が上野・新しの に対した K347 - 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 1 切除 2 全橋 K345 - 長庭腔の 骨性閉鎖) 2 複雑なもの (骨性閉鎖) 2 複雑なもの (骨性閉鎖) 2 7,040点 K347 - 鼻中隔端正術 E4,80点 E4,80		1, 010///
R 3 3 1	K329 鼻中隔膿瘍切開術	620点
 K 3 3 1 − 2 下甲介粘膜焼灼荷 K 3 3 1 − 3 下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側) C 2,910点 K 3 3 2 削除 K 3 3 3 − 2 鼻骨骨折整復固定荷 K 3 3 3 − 2 鼻骨限回整復荷 K 3 3 3 − 2 鼻骨骨折進車整復術 K 3 3 3 − 2 鼻骨骨折進車整復術 K 3 3 4 鼻骨骨折緩血的手術 K 3 3 4 − 2 鼻骨を形治癒骨折矯正術 K 3 3 5 − 2 上颚洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) K 3 3 5 − 2 上颚洞鼻外手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) K 3 3 7 − 3 上頭洞鼻外手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) K 3 3 8 − 2 削除 K 3 3 8 − 2 削除 K 3 3 8 − 2 削除 K 3 4 0 − 3 内臓・原外・副鼻腔手術「型 (副鼻腔自然口間窓術) K 3 4 0 − 2 削除 K 3 4 0 − 3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔単洞手術) K 3 4 0 − 4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔単洞手術) K 3 4 0 − 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 目の点を手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔・病(11) の点を上が、に対しを対しに対しを対しを対しに対しを対しに対しを対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対	K330 鼻中隔血腫切開術	820点
 K 3 3 1 − 2 下甲介粘膜焼灼荷 K 3 3 1 − 3 下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側) C 2,910点 K 3 3 2 削除 K 3 3 3 − 2 鼻骨骨折整復固定荷 K 3 3 3 − 2 鼻骨限回整復荷 K 3 3 3 − 2 鼻骨骨折進車整復術 K 3 3 3 − 2 鼻骨骨折進車整復術 K 3 3 4 鼻骨骨折緩血的手術 K 3 3 4 − 2 鼻骨を形治癒骨折矯正術 K 3 3 5 − 2 上颚洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) K 3 3 5 − 2 上颚洞鼻外手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) K 3 3 7 − 3 上頭洞鼻外手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) K 3 3 8 − 2 削除 K 3 3 8 − 2 削除 K 3 3 8 − 2 削除 K 3 4 0 − 3 内臓・原外・副鼻腔手術「型 (副鼻腔自然口間窓術) K 3 4 0 − 2 削除 K 3 4 0 − 3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔単洞手術) K 3 4 0 − 4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔単洞手術) K 3 4 0 − 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 副鼻腔手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) 目の点を手術) K 3 4 0 − 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術「型 (11) の点を手術) K 3 4 0 − 6 内視鏡下鼻・副鼻腔・病(11) の点を上が、に対しを対しに対しを対しを対しに対しを対しに対しを対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対	K331 鼻腔粘膜焼灼術	900点
K 3 3 2 別除 2,910点 K 3 3 2 別除 2,130点 K 3 3 3 3 2 別除 2,130点 K 3 3 3 3 2 身骨折整復固定術 1,640点 K 3 3 3 4 具骨折梗手整復術 1,640点 K 3 3 4 2 2 鼻骨変形治癒骨折矯正術 21,00点 K 3 3 5 2 上颚洞鼻内手術 2,740点 K 3 3 5 3 5 2 上颚洞鼻外手術 2,740点 K 3 3 5 6 鼻内異物損出術 690点 K 3 3 6 鼻内異物損出術 690点 K 3 3 8 身中介切除術 2 I 高周被電気凝固法によるもの 900点 2 その他のもの 2,310点 K 3 3 8 - 2 削除 4 K 3 3 9 粘膜下鼻中骨切除術 2,960点 K 3 3 0 - 4 内膜炎下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K 3 4 0 - 2 削除 2,960点 K 3 4 0 - 2 削除 2,960点 K 3 4 0 - 4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔手術) 3,600点 K 3 4 0 - 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔手術) 3,600点 K 3 4 0 - 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔手術) 31,990点 K 3 4 1 上颚洞性後鼻孔ボリープ切除術 1,510点 K 3 4 2 鼻副鼻腔腫腫瘍插出術 1,510点 K 3 4 3 鼻副鼻腔無性腫瘍手術 4,600点 K 3 4 4 経鼻腔的験 2,2 全権 K 3 4 4 経鼻腔的験 4,60点 C 2 複響 2 接着 K 3	K331-2 下甲介粘膜焼 灼 術	900点
K 3 3 3 3 2 2 鼻骨帆色整復商 2,130点 K 3 3 3 3 2 2 鼻骨帆白整復商 1,640点 K 3 3 3 4 2 2 鼻骨骨折硬干整復術 1,640点 K 3 3 4 2 2 鼻骨管所徒干整復術 2,740点 K 3 3 4 2 2 鼻中隔骨折観血的手術 2,740点 K 3 3 5 2 上颚洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) 2,740点 K 3 3 5 3 5 3 上颚洞鼻外手術 2,740点 K 3 3 6 鼻内異物無出術 690点 K 3 3 7 鼻前庭囊胞摘出術 690点 K 3 3 8 2 2 前除 2 その他のもの K 3 3 8 9 粘膜下序鼻中介骨切除術 2,960点 K 3 3 9 粘膜下鼻中介骨切除術 2,960点 K 3 4 0 - 2 前除 1 高周波電気凝固法によるもの K 3 4 0 - 2 前除 2 90点 K 3 4 0 - 3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔目然口閉窓術) 3,600点 K 3 4 0 - 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔手術) 3,600点 K 3 4 0 - 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔手術) 3,600点 K 3 4 0 - 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 NV型(汎副鼻腔手術) 44,500点 K 3 4 1 上颚洞性後鼻孔ボリーブ切除術 1,510点 K 3 4 2 鼻副鼻腔腫瘍腫 44,000点 K 3 4 3 鼻副鼻腔無性腫瘍手術 20,870点 L 4 经鼻腔的翼突管神経切除術 20,870点 K 3 4 4 経鼻腔的翼突管神経切除術 20,870点 K 3 4 5 奏編件鼻腔手術 20,000点 K 3 4 7 鼻中隔端立もの(骨性閉鎖) 27,400点 K 3 4 7 鼻中隔端立もの(骨性閉鎖)	K331-3 下甲介粘膜レーザー焼炉術(両側)	2,910点
K 3 3 3 - 2	K 3 3 2 削除	
K 3 3 3 4	K333 鼻骨骨折整復固定術	2,130点
K 3 3 4	K333-2 鼻骨脱臼整復術	1,640点
K 3 3 4 - 2 鼻骨変形治癒骨折矯正術 21,010点 K 3 3 5 - 2 上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) 2,740点 K 3 3 5 - 3 上顎洞鼻外手術 2,740点 K 3 3 6 鼻内異物摘出術 690点 K 3 3 7 鼻前庭嚢胞維出術 4,150点 K 3 3 8 鼻甲介切除術 900点 2 その他のもの 2,310点 K 3 3 8 - 2 削除 1 高周波電気凝固法によるもの K 3 3 9 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K 3 4 0 - 2 削除 1 向除 K 3 4 0 - 2 削除 1 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 K 3 4 0 - 3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 K 3 4 0 - 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔単洞手術) 24,500点 K 3 4 0 - 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(汎固鼻腔手術) 31,990点 K 3 4 1 上顎洞鼻腔腫瘍術田教 1,510点 K 3 4 2 鼻胸鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K 3 4 3 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 1,510点 K 3 4 4 条鼻腫腫瘍摘出術 1,510点 K 3 4 4 経鼻腔無腫瘍摘出所 20,870点 K 3 4 4 経鼻腔機要所 20,870点 K 3 4 5 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K 3 4 7 鼻神解症形 20,080点 K 3 4 7 鼻中隔垂正術 3,640点 2 複雑なもの(陳性閉鎖) 3,640点 2 複雑なもの(陳性閉鎖) 27,040点 2 複雑なもの(伊性閉鎖) 27,040点 <	K333-3 鼻骨骨折徒手整復術	
K335 鼻中隔骨折観血的手術 2,740点 K335-2 上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) 2,740点 K335-3 上顎洞鼻外手術 2,740点 K337 鼻前医養胞摘出術 690点 K337 鼻前医養胞摘出術 4,150点 K338 鼻甲介防除術 900点 1 高周波電気凝固法によるもの 900点 2 その他のもの 2,310点 K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K340-2 削除 2,960点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(副鼻腔単洞手術) 24,500点 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(混刮鼻腔手術) 31,990点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎刮鼻腔手術) 44,000点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎刮鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ボリーブ切除術 1,510点 K344 A 鼻副鼻腔悪性腫瘍・術 14,110点 K343 A 基離と上野洞性後鼻孔ボリーブ切除術 20,870点 K344 A 経鼻腔的翼突管神経切除術 20,870点 K345 養離性鼻炎手術(両側) 20,080点 K345 養離性鼻炎手術(両側) 20,080点 K347 鼻神陽症 2,460点 (長) 養養和性鼻炎手術 3,640点 (長) 複雑なもの(腰性閉鎖) 27,040点 (大) 本りのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	K334 鼻骨骨折観血的手術	·
K335-2 上顎洞鼻内手術 (スツルマン氏、吉田氏変法を含む。) 2,740点 K335-3 上顎洞鼻外手術 2,740点 K336 鼻内異物摘出術 690点 K337 鼻前庭嚢胞摘出術 4,150点 K338 鼻甲介切除術 2 L 高周波電気凝固法によるもの 2,310点 K338-2 削除 K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K340-2 削除 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔目然口開窓術) 3,600点 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(汎副鼻腔手術) 34,900点 K341-上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 4,000点 K341-上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342-鼻副鼻腔腫瘍摘出術 1,510点 K343-4 鼻副鼻腔腫瘍衝出術 20,870点 K344-5 養婦性腫瘍手術 20,870点 K344-6 養鼻副鼻腔無極 20,870点 K345-7 鼻中隔 2,60点 K346-6 養婦社學,手術(両側) 20,870点 K347-8 鼻中隔 2,60点 K347-8 鼻中隔 2,60点 K347-8 長期強症 3,640点 <		
K335-3 上顎洞鼻外手術 2,740点 K336 鼻内異物摘出術 690点 K337 鼻前庭養胞摘出術 4,150点 K338 鼻甲介切除術 900点 2 その他のもの 2,310点 K338-2 削除 K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K3400-2 削除 K3400-3 内根鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K3400-3 内根鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K3400-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 K3400-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K3400-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K343 鼻部鼻腔腫瘍摘出術 20,870点 K343 鼻部鼻腔腫瘍摘出術 20,870点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K345 萎縮性鼻炎手術 (両側) 20,080点 K345 萎縮性鼻炎手術 (両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 27,040点 K347 鼻中隔縮正術 6,860点		
K3366 鼻内異物摘出術 4,150点 K337 鼻前庭嚢胞摘出術 4,150点 K338 鼻甲介切除術 900点 2 その他のもの 2,310点 K338-2 削除 K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K340-2 削除 K340-2 削除 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 2 自家陽骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 24,500点 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術) 44,000点 K341 上類洞性後鼻孔ボリーブ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍面出術 14,110点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除所 26,530点 K345 後鼻孔閉鎖症手術 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 27,040点 C347 鼻中隔端正術 27,040点 C347 鼻中隔端正術 6,860点		
K337 鼻前旋嚢胞摘出術 4,150点 K338 鼻甲介切除術 900点 2 その他のもの 2,310点 K338-2 削除 2 削除 K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K340-2 削除 1,090点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型 (副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型 (副鼻腔単洞手術) 10,000点 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型 (副鼻腔単洞手術) 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型 (選択的 (複数洞) 副鼻腔手術) 31,990点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 IV型 (汎副鼻腔手術) 31,990点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍治出術 1,510点 K343 を鼻副鼻腔腫瘍治出術 20,870点 K344 を鼻副鼻腔腫瘍治治術 20,870点 K345 萎縮性鼻炎手術 (両側) 20,870点 K345 萎縮性鼻炎手術 (両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 20,080点 K347 鼻中隔縮正術 27,040点 K347 鼻中隔縮正術 6,860点		
R 3 3 8 鼻甲介切除術 1 高周波電気凝固法によるもの 2,310点 K 3 3 8 - 2 削除 2,960点 1,090点 2,310点 K 3 3 9 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K 3 4 0 鼻茸 摘出術 1,090点 K 3 4 0 - 2 削除 1,090点 K 3 4 0 - 3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I 型 (副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K 3 4 0 - 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型 (副鼻腔単洞手術) 10,000点 注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 K 3 4 0 - 5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型 (選択的、複数洞) 副鼻腔手術 24,500点 K 3 4 0 - 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 IV型 (汎副鼻腔手術) 31,990点 K 3 4 0 - 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V型 (汎副鼻腔手術) 44,000点 K 3 4 1 上顎洞性後鼻孔ボリープ切除術 1,510点 K 3 4 2 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 1 切除 20,870点 K 3 4 3 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 2 全摘 2 全摘 2 2 2 2 2 2 2 2 2	のう	
1 高周波電気凝固法によるもの 2,310点 K338-2 削除 K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K340-2 削除 K340-2 削除 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術) 31,990点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(汎副鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ボリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K343 暴鼻鼻腔腫瘍摘出術 20,870点 C345 表縮性鼻炎手術(両側) 20,870点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 1 単純なもの(膜性閉鎖) 3,640点 K347 鼻中隔矯正術 14時額		4, 150点
2 その他のもの 2,310点 K 3 3 8 - 2 削除 K 3 3 9 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K 3 4 0 0 鼻茸摘出術 1,090点 K 3 4 0 0 3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I 型 (副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K 3 4 0 0 4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II 型 (副鼻腔単洞手術) 10,000点 K 3 4 0 0 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型 (選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K 3 4 0 0 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型 (汎副鼻腔手術) 31,990点 K 3 4 1 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 44,000点 K 3 4 2 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 1,510点 K 3 4 3 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 K 3 4 4 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K 3 4 5 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K 3 4 6 後鼻孔閉鎖症手術 1 単純なもの(膜性閉鎖) 3,640点 2 複雑なもの(骨性閉鎖) 3,640点 K 3 4 7 鼻中隔矯正術 6,860点		000 =
K338-2 削除 2,960点 K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K340-2 削除 1,090点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 IV型(汎副鼻腔手術) 31,990点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 4,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 1,510点 K343 集副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 C2全箱 49,690点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K345 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 1 1 単純なもの(膜性閉鎖) 3,640点 2 複雑なもの(骨性閉鎖) 27,040点 K347 鼻中隔端正術 6,860点		
K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術 2,960点 K340 鼻茸摘出術 1,090点 K340-2 削除 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術) 31,990点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 C2全摘 49,690点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K345 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 3,640点 1 単純なもの(膜性閉鎖) 3,640点 2 複雑なもの(骨性閉鎖) 27,040点 K347 鼻中隔矯正術		2, 310点
K340 鼻茸 摘出術 1,090点 K340-2 削除 3,600点 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔自然口開窓術) 3,600点 K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 24,500点 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 III型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 31,990点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V型(汎副鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリーブ切除術 1,510点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍摘出術 14,110点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 2全摘 49,690点 K345 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 1 1 単純なもの(膜性閉鎖) 3,640点 2 複雑なもの(骨性閉鎖) 27,040点 K347 鼻中隔矯正術 6,860点		2 960占
K340-2 削除 K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術I型(副鼻腔単洞手術) 3,600点 K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 2全箱 49,690点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K345 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 3,640点 1 単純なもの(膜性閉鎖) 3,640点 2 複雑なもの(骨性閉鎖) 27,040点 6,860点 6,860点	じよう	
K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔単洞手術) 3,600点 K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 24,500点 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 IV型(汎副鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 2全摘 49,690点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K345 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 3,640点 2複雑なもの(膜性閉鎖) 3,640点 2複雑なもの(骨性閉鎖) 27,040点 K347 鼻中隔矯正術 6,860点		1, 000///
K340-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(副鼻腔単洞手術) 10,000点 注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 24,500点 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術) 31,990点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 2全摘 49,690点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K345 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 3,640点 2複雑なもの(骨性閉鎖) 3,640点 27,040点 6,860点		3.600点
注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。 K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術) 31,990点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 2 全摘 49,690点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K345 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 1 単純なもの(膜性閉鎖) 3,640点 2 複雑なもの(骨性閉鎖) 27,040点 K347 鼻中隔矯正術 6,860点	\(\frac{1}{2}\)	
K340-5 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型(選択的(複数洞)副鼻腔手術) 24,500点 K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術) 31,990点 K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術) 44,000点 K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 2全摘 49,690点 K344 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K345 萎縮性鼻炎手術(両側) 20,080点 K346 後鼻孔閉鎖症手術 3,640点 1 単純なもの(膜性閉鎖) 3,640点 2複雑なもの(骨性閉鎖) 27,040点 K347 鼻中隔矯正術 6,860点		20,000,,,,
K 3 4 0 - 6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型 (汎副鼻腔手術) 31,990点 K 3 4 0 - 7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型 (拡大副鼻腔手術) 44,000点 K 3 4 1 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術 1,510点 K 3 4 2 鼻副鼻腔腫瘍摘出術 14,110点 K 3 4 3 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 20,870点 2 全摘 49,690点 K 3 4 4 経鼻腔的翼突管神経切除術 26,530点 K 3 4 5 萎縮性鼻炎手術 (両側) 20,080点 K 3 4 6 後鼻孔閉鎖症手術 3,640点 1 単純なもの (膜性閉鎖) 3,640点 2 複雑なもの (骨性閉鎖) 27,040点 K 3 4 7 鼻中隔矯正術 6,860点	くう	24,500点
K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)44,000点K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術1,510点K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術14,110点K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術20,870点2全摘49,690点K344 経鼻腔的翼突管神経切除術26,530点K345 萎縮性鼻炎手術(両側)20,080点K346 後鼻孔閉鎖症手術20,080点K347 鼻中隔矯正術3,640点K347 鼻中隔矯正術6,860点	(5)	
K 3 4 2鼻副鼻腔腫瘍摘出術14,110点K 3 4 3鼻副鼻腔悪性腫瘍手術20,870点1切除20,870点2全摘49,690点K 3 4 4経鼻腔的翼突管神経切除術26,530点K 3 4 5萎縮性鼻炎手術(両側)20,080点K 3 4 6後鼻孔閉鎖症手術20,080点1単純なもの(膜性閉鎖)3,640点2複雑なもの(骨性閉鎖)27,040点K 3 4 7鼻中隔矯正術6,860点	< 5	
K 3 4 3鼻副鼻腔悪性腫瘍手術20,870点1 切除20,870点2 全摘49,690点K 3 4 4経鼻腔的翼突管神経切除術26,530点K 3 4 5萎縮性鼻炎手術(両側)20,080点K 3 4 6後鼻孔閉鎖症手術3,640点1 単純なもの(膜性閉鎖)3,640点2 複雑なもの(骨性閉鎖)27,040点K 3 4 7鼻中隔矯正術6,860点	K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,510点
1 切除20,870点2 全摘49,690点K 3 4 4 経鼻腔的翼突管神経切除術26,530点K 3 4 5 萎縮性鼻炎手術(両側)20,080点K 3 4 6 後鼻孔閉鎖症手術20,080点1 単純なもの(膜性閉鎖)3,640点2 複雑なもの(骨性閉鎖)27,040点K 3 4 7 鼻中隔矯正術6,860点	K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術	14,110点
2 全摘49,690点K344経鼻腔的翼突管神経切除術26,530点K345萎縮性鼻炎手術(両側)20,080点K346後鼻孔閉鎖症手術3,640点1 単純なもの(膜性閉鎖)3,640点2 複雑なもの(骨性閉鎖)27,040点K347鼻中隔矯正術6,860点	K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	
K 3 4 4経鼻腔的翼突管神経切除術26,530点K 3 4 5萎縮性鼻炎手術(両側)20,080点K 3 4 6後鼻孔閉鎖症手術3,640点1単純なもの(膜性閉鎖)3,640点2複雑なもの(骨性閉鎖)27,040点K 3 4 7鼻中隔矯正術6,860点	1 切除	20,870点
K344経鼻腔的翼突管神経切除術26,530点K345萎縮性鼻炎手術 (両側)20,080点K346後鼻孔閉鎖症手術3,640点1単純なもの (膜性閉鎖)3,640点2複雑なもの (骨性閉鎖)27,040点K347鼻中隔矯正術6,860点	2 _ 全摘	49,690点
K346後鼻孔閉鎖症手術3,640点1単純なもの (膜性閉鎖)27,040点2複雑なもの (骨性閉鎖)27,040点K347鼻中隔矯正術6,860点		26,530点
1単純なもの (膜性閉鎖)3,640点2複雑なもの (骨性閉鎖)27,040点K347鼻中隔矯正術6,860点	K345 萎縮性鼻炎手術(両側)	20,080点
2 複雑なもの (骨性閉鎖)27,040点K347 鼻中隔矯正術6,860点	K346 後鼻孔閉鎖症手術	
K 3 4 7 鼻中隔矯正術 6,860点	1 単純なもの(膜性閉鎖)	3,640点
	2 複雑なもの(骨性閉鎖)	
K 3 4 7 - 2 変形外鼻手術 16,390点		
	K347-2 変形外鼻手術	16,390点

K347-3 内視鏡下鼻中隔手術 I 型(骨、軟骨手術)	5,520点
K347-4 内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術)	2,030点
K347-5 内視鏡下鼻腔手術 I 型(下鼻甲介手術)	5,520点
K347-6 内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型(鼻腔内手術)	3,170点
K347-7 内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型(鼻孔閉鎖症手術) (副鼻腔)	19,940点
(町鼻匠) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
K350 前頭洞充填術	11,000点
K 3 5 1 削除	,,
K352 上顎洞根治手術	6,660点
K352-2 鼻内上顎洞根治手術	3,330点
K352-3 副鼻腔炎術後後出血止血法	6,660点
K353 鼻内篩骨洞根治手術	4,170点
K354からK356まで 削除	,
K356-2 鼻外前頭洞手術	16,290点
K357 鼻内蝶形洞根治手術	3,190点
K358 上顎洞篩骨洞根治手術	9,430点
K359 前頭洞篩骨洞根治手術	9,410点
K360 篩骨洞蝶形洞根治手術	9,410点
K361 上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術	10,530点
K362 上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術	11,760点
K362-2 経上顎洞的顎動脈結紮術	28,630点
K363 前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	13,440点
K364 汎副鼻腔根治手術	16,680点
K365 経上顎洞的翼突管神経切除術	28,210点
K366 削除	
(咽頭、扁桃)	
K367 咽後膿瘍切開術	1,900点
K368 扁桃周囲膿瘍切開術	1,830点
K369 咽頭異物摘出術	
1 簡単なもの	420点
2 複雑なもの	2,100点
K370 アデノイド切除術	1,600点
K371 上咽頭腫瘍摘出術	
1 経口腔によるもの	4,460点
2 経鼻腔によるもの	5,060点
3 経副鼻腔によるもの	8,270点
4 外切開によるもの	16,590点
K371-2 上咽頭ポリープ摘出術	
1 経口腔によるもの	4,460点
2 経鼻腔によるもの	5,060点
3 経副鼻腔によるもの	8,270点
4 外切開によるもの	15,080点
K372 中咽頭腫瘍摘出術	
1 経口腔によるもの	2,710点
2 外切開によるもの	15,870点
K373 下咽頭腫瘍摘出術	
1 経口腔によるもの	7, 290点
2 外切開によるもの	16,300点

K374 咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	35, 340点
K375 鼻咽腔線維腫手術	55, 540 <i>m</i>
1 切除	8,030点
2 摘出	36, 140点
K375-2 鼻咽腔閉鎖術	23, 790点
K376 上咽頭悪性腫瘍手術	35,830点
K377 口蓋扁桃手術	55, 650 m
1 切除	1,430点
	3,600点
2 摘出 K378 舌扁桃切除術	5,000点 1,230点
K379 副咽頭間隙腫瘍摘出術	1, 250点
1 経頸部によるもの	28,600点
2 経側頭下窩によるもの(下顎離断によるものを含む。)	55, 200点
K379-2 副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術	55, 200点
1 経頸部によるもの	47,580点
2 経側頭下窩によるもの(下顎離断によるものを含む。)	91,500点
K380 過長茎状突起切除術	91, 500点 5, 880点
K381 上咽頭形成手術	
57	10,110点
K382 咽頭瘻閉鎖術 K382-2 咽頭皮膚瘻孔閉鎖術	12,770点
	12,770点
せつ	19 490占
K383 喉頭切開・截開術 K384 喉頭膿瘍切開術	13, 420点 2, 140点
けい のう	2, 140点 4, 000点
K384-2 深頸部膿瘍切開術 K385 喉頭浮腫乱切術	4,000点 2,040点
	2,040点 2,570点
Les la company de la company d	
K387 喉頭粘膜焼 灼 術(直達鏡によるもの) K388 喉頭粘膜下異物挿入術	2, 860点 3, 630点
K388-2 喉頭粘膜下軟骨片挿入術	
K389 喉頭・声帯ポリープ切除術	11,410点
1 間接喉頭鏡によるもの	2,990点
2 直達喉頭鏡とはファイバースコープによるもの	2, 990点 4, 300点
K390 喉頭異物摘出術	4, 500点
1 直達鏡によらないもの	2,920点
2 直達鏡によるもの	2, 920点 5, 250点
K391 気管異物除去術	5, 250点
1 直達鏡によるもの	5,320点
2 開胸手術によるもの	5, 320点 43, 340点
K392 喉頭蓋切除術	43, 340点 3, 190点
K392-6K頭盖切除的 K392-2 喉頭蓋囊腫摘出術	3, 190点 3, 190点
K393 喉頭腫瘍摘出術	5, 130 M
1 間接喉頭鏡によるもの	3,420点
2 直達鏡によるもの	5, 420点 4, 310点
K 3 9 4 喉頭悪性腫瘍手術	4,010点
1 切除	38,800点
2 全摘	58, 800点 63, 710点
K395 喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。)	
K396 気管切開孔閉鎖術	1,040点
K 3 9 6 - 2 気管縫合術	1,040点 1,040点
12000 2 八日曜日四	1,040/示

17.0.0.7 内部推荐时间以徐(n n n) 1 托工国产维力 At.)	10 000 5
K397 喉頭横隔膜切除術(ステント挿入固定術を含む。)	13, 390点
K398 喉頭狭窄症手術	00 400 =
1 前方開大術	23,420点
2 前壁形成手術	22,500点
3 Tチューブ挿入術	11,700点
K399 気管狭窄症手術	37,510点
K400 喉頭形成手術	10.550 =
1 人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	18,750点
2 筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	28,510点
K401 気管口狭窄拡大術	2,690点
K402 縦隔気管口形成手術	76,040点
K403 気管形成手術(管状気管、気管移植等)	
1 頸部からのもの	49,940点
2 開胸又は胸骨正中切開によるもの	76,040点
K403-2 嚥下機能手術	
1 輪状咽頭筋切断術	18,810点
2 喉頭拳上術	18,370点
3 喉頭気管分離術	28, 210点
4 喉頭全摘術 specific spe	28,210点
第6款の顔面・口腔・頸部	
区分	
(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	
K404 抜歯手術 (1歯につき)	
1 乳歯	130点
2 前歯	150点
3 臼歯	260点
4 埋伏歯	1,050点
注1 2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する情	骨の開さく又は歯根分
離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定	点数に加算する。
2 4については、完全埋伏歯(骨性)又は水平埋伏智歯に阝	艮り算定する。
3 4については、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋	!伏智歯の場合は、100
点を所定点数に加算する。	
4 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含	含まれる。
K 4 0 5 削除	
K406 口蓋腫瘍摘出術	
1 口蓋粘膜に限局するもの	520点
2 口蓋骨に及ぶもの	8,050点
K407 顎・口蓋裂形成手術	
1 軟口蓋のみのもの	14,520点
2 硬口蓋に及ぶもの	24,170点
3 顎裂を伴うもの	
イー片側	25,170点
口 両側	31,940点
K407-2 軟口蓋形成手術	9,700点
(口答前庭、口腔底、類粘膜、舌)	
K 4 0 8 口腔底膿瘍切開術	700点
K409 口腔底腫瘍摘出術	6,800点
K410 口腔底悪性腫瘍手術	28,140点
K 4 1 1 類 粘膜腫瘍摘出術	4,460点
	, .,

K412 類粘膜悪性腫瘍手術	20, 210 =
	26, 310点
K413 舌腫瘍摘出術 のう	1 000 =
1 粘液嚢胞摘出術2 その他のもの	1,220点 2,940点
K 4 1 4	9,800点
K414-2 甲状舌管囊胞摘出術	8,520点
K415 舌悪性腫瘍手術	22 010片
1 切除 2 亜全摘	22, 010点 75, 070点
	75,070点
K416及びK417 削除 K418 舌形成手術(巨舌症手術)	7 500 占
K418-2 舌繋瘢痕性短縮矯正術	7, 590点 2, 650点
K419	2,030点
K420 削除	200点
(顔面)	
K421 口唇腫瘍摘出術	
1 粘液囊胞摘出術	910点
2 その他のもの	3,050点
K422 口唇悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 2 3 類 腫瘍摘出術	55, 010/m
1 粘液囊胞摘出術	910点
2 その他のもの	4, 380点
K 4 2 4 類 悪性腫瘍手術	20,940点
K 4 2 5 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	108,700点
K426 口唇裂形成手術(片側)	100, 100///
1 口唇のみの場合	13, 180点
2 口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点
3 鼻腔底形成を伴う場合	24, 350点
K426-2 口唇裂形成手術(両側)	21,000///
1 口唇のみの場合	18,810点
2 口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790点
3 鼻腔底形成を伴う場合	36,620点
(顔面骨、顎関節)	55, 5 <u>2</u> 5/M
K 4 2 7 類 骨 骨 折 観 血 的 整 復 術	15,090点
K427-2 類骨変形治癒骨折矯正術	38,610点
K428 下顎骨折非観血的整復術	1,240点
注 三内式線副子以上を使用する連続歯結紮法を行った場合は、	
K429 下顎骨折観血的手術	, , , , , ,
1 片側	13,000点
2 両側	27, 320点
K429-2 下顎関節突起骨折観血的手術	·
1 片側	28,210点
2 両側	47,020点
K 4 3 0 顎関節脱臼非観血的整復術	410点
K 4 3 1	26,210点
K432 上顎骨折非観血的整復術	1,570点
K433 上顎骨折観血的手術	15,220点
K 4 3 4 顔面多発骨折観血的手術	39,700点
K434-2 顔面多発骨折変形治癒矯正術	47,630点

K435 術後性上	顎嚢胞摘出術	6,660点
K436 顎骨腫瘍		
1 長	径3センチメートル未満	2,820点
2 長	径3センチメートル以上	11,160点
K437 下顎骨部	分切除術	14,940点
K438 下顎骨離	断 術	27,140点
K439 下顎骨悪	性腫瘍手術	
1 切	除	40,360点
2 切	断	53,830点
K 4 4 0 上顎骨切	除術	15,310点
K 4 4 1 上顎骨全	摘術	38,750点
K 4 4 2 上顎骨悪	性腫瘍手術	
1 掻	iii iii ii i	7,640点
2 切	除	34,420点
3 全	摘	68,480点
K 4 4 3 上顎骨形	成術	
1 単	純な場合	23,240点
2 複	雑な場合及び2次的再建の場合	45,510点
3 骨	移動を伴う場合	72,900点
注 1	1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数	に加算する。
2	3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4 下顎骨形	成術	
1 お	とがい形成の場合	6,490点
2 短	縮又は伸長の場合	25,660点
3 再	建の場合	43,300点
4 骨	移動を伴う場合	54,210点
注 1	2については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所定点数に	加算する。
2	4については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
	骨延長術	
1 片		25,660点
2 両		40,150点
K 4 4 5 顎関節形		40,870点
K 4 4 6 顎関節授		
	手的授動術	
	パンピングを併用した場合	990点
	関節腔洗浄療法を併用した場合	2,000点
	関節鏡下授動術	8,770点
	放授動術	25, 100点
K447 顎関節円		22 622 5
	関節鏡下円板整位術	20,690点
	放円板整位術	27, 300点
(唾液 K448 がま腫切		000 占
のう		820点 900点
	場別開州 術(一連につき)	900 点
	M (一選につき) 在性のもの	640点
	在性のもの	3,770点
	体内に存在するもの	5,770点 6,550点
	平りに行任するもの 又は3の場合であって内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数	
11 4	ハー・・ 2011 1000 111 111 111 111 11 11 11 11 11	1-4H7F / '0'0

K451 がま腫摘出術	5,950点
K452 舌下腺腫瘍摘出術	5, 990点
K453 顎下腺腫瘍摘出術	9, 480点
K454 顎下腺摘出術	9,670点
K455 顎下腺悪性腫瘍手術	33,010点
	33,010点
K456 削除 K457 耳下腺腫瘍摘出術	
	97 910 片
	27,210点
	34, 210点
K458 耳下腺悪性腫瘍手術	20 010 5
1 切除	33,010点
2 全摘	44,020点
K459 唾液腺管形成手術	11,360点
K460 唾液腺管移動術	
1 上顎洞内へのもの	11,360点
2 結膜嚢内へのもの	14,070点
(甲状腺、副甲状腺(上皮小体))	
K 4 6 1 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術	
1 片葉のみの場合	8, 480点
2 両葉の場合	10,760点
K461-2 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術	
1 片葉のみの場合	17,410点
2 両葉の場合	25, 210点
K462 バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	22,880点
K462-2 内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	25, 210点
K463 甲状腺悪性腫瘍手術	
1 切除	24, 180点
2 全摘及び亜全摘	33, 790点
K 4 6 4 副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	
1 副甲状腺(上皮小体)摘出術	15,680点
2 副甲状腺(上皮小体)全摘術(一部筋肉移植)	33,790点
K464-2 内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	20,660点
K 4 6 5 副甲状腺(上皮小体)悪性腫瘍手術(広汎)	39,000点
(その他の頸部)	,,
K466 斜角筋切断術	3,760点
K 4 6 7 頸瘻、頸嚢摘出術	11, 430点
K468 頸肋切除術	12,700点
K 4 6 9 頸部郭清術	12, 100///
1 片側	23,060点
2 両側	34, 680点
K470 頸部悪性腫瘍手術	41,920点
K471 筋性斜頸手術	3,720点
	5, 720点
第7款 胸部	
区分 (河 頃)	
	000 -
K 4 7 2 乳腺膿瘍切開術	820点
K 4 7 3 削除	
K474 乳腺腫瘍摘出術	
1 長径5センチメートル未満	2,660点

2 長径5センチメートル以上	6,730点
K474-2 乳管腺葉区域切除術	12,820点
K474-3 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)	6,240点
K 4 7 5 乳房切除術	6,040点
K475-2 乳癌冷凍凝固摘出術	6,040点
K476 乳腺悪性腫瘍手術	
1 単純乳房切除術(乳腺全摘術)	14,820点
2 乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	28,210点
3 乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	22,520点
4 乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴うもの(内視鏡下によるものを含む。	
5 乳房切除術 (腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないも	42,350点
5 乳房切除術 (腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないも	
	42,350点
6 乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの	
7 拡大乳房切除術(胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの)	52,820点
8 乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)	27,810点
9 乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)	48,340点
注1 放射線同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を併せて行	
には、乳がんセンチネルリンパ節加算1として、5,000点を所定点数に加える。 サロン・ダウン かい	川算する。
ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	3 0 1 - 11
2 放射線同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場	
乳がんセンチネルリンパ節加算2として、3,000点を所定点数に加算す	「る。たた
し、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	5 050 H
K476-2 陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術	7,350点
K476-3 動脈(皮) 弁及び筋(皮) 弁を用いた乳房再建術(乳房切除後)	40 100 E
1 一次的に行うもの	49,120点
2 二次的に行うもの 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	53,560点
K476-4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) (物験)	25,000点
(胸壁) K 4 7 7 胸壁膿瘍切開術	700占
K477 胸壁膿瘍切開術 K478 肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術	700点
K479 削除	7,460点
K 4 8 0 胸壁冷膿瘍手術	7,670点
のう そうは	7,670点 7,670点
K480-2 流注膿瘍切開掻爬術 K481 肋骨骨折観血的手術	7,670点 8,610点
K482 肋骨切除術	0,010点
And	16,900点
1 第1前骨 2 その他の肋骨	10,900点 4,300点
K483 胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	4, 300点 12, 120点
K484 胸壁悪性腫瘍摘出術	12, 120m
1 胸壁形成手術を併施するもの	56,000点
2 その他のもの	28,210点
K484-2 胸骨悪性腫瘍摘出術	20, 210 m
1 胸壁形成手術を併施するもの	43,750点
2 その他のもの	43, 730点 28, 210点
K485 胸壁腫瘍摘出術	12,960点
K 4 8 6 胸壁瘻手術	23,520点
K 4 8 7 漏斗胸手術	, o,,
1 胸骨挙上法によるもの	28,210点
	,///

2 胸骨翻転法によるもの	37, 370点
3 胸腔鏡によるもの	39, 260点
(胸腔、胸膜)	,,
K488 試験開胸術	10,800点
K488-2 試験的開胸開腹術	17,380点
K488-3 胸腔鏡下試験開胸術	13,500点
K488-4 胸腔鏡下試験切除術	15,800点
K489からK492まで 削除	
K493 骨膜外、胸膜外充填術	23,520点
K494 胸腔内(胸膜内)血腫除去術	15,350点
K495 削除	
K496 釀膿胸膜、胸膜胼胝切除術	
1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2 1 肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K496-2 胸腔鏡下醸膿胸膜又は胸膜胼胝切除術	51,850点
K496-3 胸膜外肺剥皮術	
1 1 肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2 1 肺葉に相当する範囲を超えるもの (************************************	33, 150点
K496-4 胸腔鏡下膿胸腔掻爬術	32,690点
K497 膿胸腔有茎筋肉弁充填術	38,610点
K497-2 膿胸腔有茎大網充填術	57, 100点
K498 胸郭形成手術(膿胸手術の場合)	
1 肋骨切除を主とするもの	42,020点
2 胸膜胼胝切除を併施するもの	49,200点
K499 胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。)	15,830点
K 5 0 0 削除	
K501 乳糜胸手術	14,410点
K 5 0 1 - 2 胸腔・腹腔シャントバルブ設置術	12,530点
K501-3 胸腔鏡下胸管結紮術(乳糜胸手術)	15,230点
(縦隔)	
K502 縦隔腫瘍、胸腺摘出術	37,000点
K502-2 縦隔切開術	a 000 F
1 頸部からのもの、経食道によるもの	6,390点
2 経胸腔によるもの、経腹によるもの ************************************	20,050点
K502-3 胸腔鏡下縦隔切開術	31,300点
K502-4 拡大胸腺摘出術 *** (本) で実体された担合に関い符合する	32, 270点
注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	E0 0E0 F
K502-5 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術 注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	58,950点
任 単血	37,010点
K503 机阀乳桶机 K504 縦隔悪性腫瘍手術	37,010点
1 単純摘出	37,000点
2 広汎摘出	56,020点
K504-2 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術	58,950点
(気管支、肺)	50, 550 /☆
(X音文、MP) K505及びK506 削除	
K 5 0 7	31,030点
K508 気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)	10, 150点
K 5 0 8 - 2 気管・気管支ステント留置術	10, 100///

1 硬性鏡によるもの	9,360点
2 軟性鏡によるもの	8,960点
K 5 0 8 - 3 気管支熱形成術	10, 150点
K 5 0 9 気管支異物除去術	,
1 直達鏡によるもの	9, 260点
2 開胸手術によるもの	45,650点
K509-2 気管支肺胞洗浄術	4,800点
注 成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に限り算定する	5。
K509-3 気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	10,000点
K509-4 気管支瘻孔閉鎖術	4,560点
K510 気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの)	6,700点
K 5 1 0 - 2 光線力学療法	
1 早期肺がん(0期又は1期に限る。)に対するもの	8,710点
2 その他のもの	8,710点
K510-3 気管支鏡下レーザー腫瘍焼 労 術	10,020点
K 5 1 1 肺切除術	
1 楔状部分切除	27,520点
2 区域切除(1肺葉に満たないもの)	58,430点
3 肺葉切除	58,350点
4 複合切除(1肺葉を超えるもの)	64,850点
5 1側肺全摘	59,830点
6 気管支形成を伴う肺切除	76,230点
K 5 1 2 削除	
K513 胸腔鏡下肺切除術 day	
1 肺嚢胞手術(楔状部分切除によるもの)	39,830点
2 その他のもの	58,950点
K513-2 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950点
K513-3 胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950点
K513-4 胸腔鏡下肺縫縮術	53, 130点
K514 肺悪性腫瘍手術	
1 部分切除	60,350点
2 区域切除	69, 250点
3 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	72,640点
4 肺全摘	72,640点
5 隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400点
6 気管支形成を伴う肺切除	80,460点
7 気管分岐部切除を伴う肺切除	124,860点
8 気管分岐部再建を伴う肺切除	127, 130点
9 胸膜肺全摘	92,000点
10 壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)	105,000点
注 9及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合	計に限り算定
する。	
K514-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	aa t-
1 部分切除	60,170点
2 区域切除	72,640点
3 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	92,000点
K 5 1 4 - 3 移植用肺採取術(死体)(両側)	63, 200点
注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	100 000 5
K514-4 同種死体肺移植術	139, 230点

任 1	
2 両側肺を移植した場合には、45,000点を加算する。	
K514-5 移植用部分肺採取術(生体)	52,680点
注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K514-6 生体部分肺移植術	130, 260点
注1 生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した携	
上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算	
	₽9 Ŵ°
2 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K515 肺剥皮術	32,600点
K516 気管支瘻閉鎖術	59, 170点
K517 肺縫縮術	28,220点
K518 気管支形成手術	
1 楔状切除術	64,030点
2 輪状切除術	66,010点
K519 先天性気管狭窄症手術	146, 950点
(食道)	110, 300///
せん	
K520 食道縫合術(穿孔、損傷)	
	17,070点
2 開胸手術	28, 210点
3 開腹手術	17,750点
K521 食道周囲膿瘍切開誘導術	
1 開胸手術	28,210点
2 胸骨切開によるもの	19,440点
3 その他のもの(頸部手術を含む。)	6,600点
K522 食道狭窄拡張術	-,,
1 内視鏡によるもの	9,450点
2 食道ブジー法	2, 950点
3 拡張用バルーンによるもの	12,480点
注 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に	11回に限り
算定する。	
K522-2 食道ステント留置術	6,300点
K522-3 食道空置バイパス作成術	65,900点
K523 食道異物摘出術	
1 頸部手術によるもの	27,890点
2 開胸手術によるもの	28,210点
3 開腹手術によるもの	27,720点
K 5 2 4 食道憩室切除術	21,120///
1 頸部手術によるもの	94 790占
	24,730点
2 開胸によるもの	34,570点
K524-2 胸腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K525 食道切除再建術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2 胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3 腹部の操作によるもの	51,420点
K525-2 胸壁外皮膚管形成吻合術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2 胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3 腹部の操作によるもの	51, 420点
3 阪印グルギードによる ひぐん	51,420点

45,230点

4 バイパスのみ作成する場合

注1 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

K525-3 非開胸食道抜去術 (消化管再建手術を併施するもの)	69, 690点
K526 食道腫瘍摘出術	,,
1 内視鏡によるもの	8,480点
2 開胸又は開腹手術によるもの	37,550点
3 腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	50,250点
K526-2 内視鏡的食道粘膜切除術	
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840点
2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22,100点
K526-3 内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	11,490点
K526-4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	6,300点
K527 食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	
1 頸部食道の場合	47,530点
2 胸部食道の場合	56,950点
K528 先天性食道閉鎖症根治手術	64,820点
K528-2 先天性食道狭窄症根治手術	51,220点
K528-3 胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	76,320点
K529 食道悪性腫瘍手術 (消化管再建手術を併施するもの)	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540点
2 胸部、腹部の操作によるもの	101,490点
3 腹部の操作によるもの	69,840点
注1 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
2 血行再建を併せて行った場合には、3,000点を所定点数に加算する。	
K529-2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	40 = 040
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	125, 240点
2 胸部、腹部の操作によるもの	104, 190点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	20 710片
K530 食道アカラシア形成手術 K530-2 腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	32,710点
K530-2 履歴現下長垣/ガノンケルが成子州 K530-3 内視鏡下筋層切開術	44, 500点 9, 450点
K531 食道切除後2次的再建術	9,400点
1 皮弁形成によるもの	43,920点
2 消化管利用によるもの	43, 320点 64, 300点
K 5 3 2 食道・胃静脈 瘤 手術	04, 000m
1 血行遮断術を主とするもの	37,620点
2 食道離断術を主とするもの	37,620点
K 5 3 2 - 2 食道静脈瘤 手術 (開腹)	34, 240点
K532-3 腹腔鏡下食道静脈瘤手術(胃上部血行遮断術)	46,770点
K533 食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)(一連として)	8,990点
K 5 3 3 - 2 内視鏡的食道・胃静脈瘤 結紮術	8,990点
(横隔膜)	
K534 横隔膜縫合術	
1 経胸又は経腹	27,890点
2 経胸及び経腹	37,620点
K534-2 横隔膜レラクサチオ手術	
1 経胸又は経腹	27,890点
2 経胸及び経腹	37,620点
K534-3 胸腔鏡下(腹腔鏡下を含む。) 横隔膜縫合術	31,990点
K535 胸腹裂孔ヘルニア手術	
1 経胸又は経腹	29,560点

2 経胸及び経腹	39,040点
K 5 3 6 後胸骨ヘルニア手術	27, 380点
K537 食道裂孔へルニア手術	21, 500 m
1 経胸又は経腹	27, 380点
2 経胸及び経腹	38, 290点
K537-2 腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42, 180点
第8款 心・脈管	42, 100 M
区分	
(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	
K538 心膜縫合術	9, 180点
K538-2 心筋縫合止血術 (外傷性)	11,800点
K539 心膜切開術	9,420点
K539-2 心膜囊胞、心膜腫瘍切除術	15, 240点
K539-2 心疾寒心、心疾症疡奶病的 K539-3 胸腔鏡下心膜開窓術	16,060点
K540 収縮性心膜炎手術	51,650点
K541 試験開心術	24,700点
K 5 4 2 心腔内異物除去術	39, 270点
	39,270点
K543 心房内血栓除去術 K544 心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術	59, 210点
1 単独のもの	60,600点
2 冠動脈血行再建術(1 吻合)を伴うもの	77,770点
3 冠動脈血行再建術(2 吻合以上)を伴うもの	91,910点
3 周動脈血11円建物(2 物音以上)を行うもの K545 開胸心臓マッサージ	91,910点
K546 経皮的冠動脈形成術	9,400点
1 急性心筋梗塞に対するもの	32,000点
2 不安定狭心症に対するもの	22,000点
3 その他のもの	19,300点
	19, 500点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K 5 4 7 経皮的冠動脈 粥 腫切除術	23,950点
	25, 950点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K548 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)	
1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの	24,500点
2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	24,500点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	24, 500点
K 5 4 9 経皮的冠動脈ステント留置術	
1 急性心筋梗塞に対するもの	34, 380点
2 不安定狭心症に対するもの	24, 380点
3 その他のもの	21,680点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	21,000点
K 5 5 0 冠動脈内血栓溶解療法	17,410点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	17,410///
K550-2 経皮的冠動脈血栓吸引術	19,640点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	19,040,75
K 5 5 1 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)	
1 1 箇所のもの	76,550点
2 2箇所以上のもの	79,860点
K 5 5 2 冠動脈、大動脈バイパス移植術	13,000 M
1 1 物合のもの	71,570点
2 2 物合以上のもの	89, 250点
	00, 200 m

注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合は、10,000点を加算する。 K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの) 1 1 吻合のもの 71,570点 2 2 吻合以上のもの 91,350点 注。冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合は、10,000点を加算する。 K553 心室瘤切除術(梗塞切除を含む。) 1 単独のもの 63,390点 2 冠動脈血行再建術 (1 吻合) を伴うもの 80,060点 3 冠動脈血行再建術 (2吻合以上) を伴うもの 100,200点 K553-2 左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術 1 単独のもの 114,300点 2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの 147,890点 3 冠動脈血行再建術 (2吻合以上) を伴うもの 167, 180点 K554 弁形成術 79,860点 1 1弁のもの 2 2弁のもの 93,170点 3 3弁のもの 106,480点 K555 弁置換術 1 1弁のもの 85,500点 2 2弁のもの 100,200点 3 3弁のもの 114,510点 注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換 術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。 K555-2 経カテーテル大動脈弁置換術 1 経心尖大動脈弁置換術 61,530点 2 経皮的大動脈弁置換術 37,560点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K556 大動脈弁狭窄直視下切開術 42,940点 K556-2 経皮的大動脈弁拡張術 37,430点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K557 大動脈弁上狭窄手術 71,570点 K557-2 大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。) 78,260点 K557-3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術 157,840点 注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換 術加算として、所定点数に区分番号 Κ 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相 当する点数を加算する。 K557-4 ダムス・ケー・スタンセル (DKS) 吻合を伴う大動脈狭窄症手術 115,750点 K558 ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術) 192,920点 K559 閉鎖式僧帽弁交連切開術 38,450点 K559-2 経皮的僧帽弁拡張術 34,930点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。) 1 上行大動脈 イ 大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの 114,510点 ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術 128,820点 ハ 自己弁温存型大動脈基部置換術 148,860点 ニ その他のもの 100,200点 2 弓部大動脈 114,510点

3 上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術

イ 大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハー自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ その他のもの	171,760点
4 下行大動脈	89,250点
5 胸腹部大動脈	249,750点
6 腹部大動脈(分枝血管の再建を伴うもの)	59,080点
7 腹部大動脈(その他のもの)	52,000点
注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には	、心臟弁再置換
術加算として、所定点数に区分番号K555弁置換術の所定点数の 当する点数を加算する。	り100分の50に相
K560-2 オープン型ステントグラフト内挿術	
1 弓部大動脈	114,510点
2 上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ 大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハー自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニーその他のもの	171,760点
3 下行大動脈	89, 250点
K561 ステントグラフト内挿術	
1 胸部大動脈	56, 560点
2 腹部大動脈	49,440点
3 腸骨動脈	43,830点
K 5 6 2 動脈管開存症手術	10 000 占
1 経皮的動脈管開存閉鎖術注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	18, 990点
2 動脈管開存閉鎖術(直視下)	22,000点
K 5 6 2 - 2 胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	27,400点
K 5 6 3 肺動脈絞扼術	39,410点
K 5 6 4 血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43, 150点
K 5 6 5 巨大側副血管手術(肺内肺動脈統合術)	90,870点
K566 体動脈肺動脈短絡手術 (ブラロック手術、ウォーターストン手術)	44,670点
K567 大動脈縮窄(離断)症手術	11, 010///
1 単独のもの	57, 250点
2 心室中隔欠損症手術を伴うもの	100,200点
3 複雑心奇形手術を伴うもの	173,620点
K567-2 経皮的大動脈形成術	37,430点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 5 6 8 大動脈肺動脈中隔欠損症手術	
1 単独のもの	80,840点
2 心内奇形手術を伴うもの	97,690点
K 5 6 9 三尖弁手術 (エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術)	103,640点
K 5 7 0 肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
1 肺動脈弁切開術(単独のもの)	35,750点
2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	74,460点
K 5 7 0 - 2 経皮的肺動脈弁拡張術	34,410点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 0 - 3 経皮的肺動脈形成術	31, 280点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	

K 5 7 1	肺静脈還流異常症手術	
	1 部分肺静脈還流異常	50,970点
	2 総肺静脈還流異常	
	イー心臓型	109,310点
	ローその他のもの	129, 310点
K 5 7 2	肺静脈形成術	58,930点
K 5 7 3	心房中隔欠損作成術	
	1 経皮的心房中隔欠損作成術 (ラシュキンド法)	13,410点
	2 心房中隔欠損作成術	36,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 4	心房中隔欠損閉鎖術	
	1 単独のもの	39, 130点
	2 肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130点
K 5 7 4 -	- 2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術	31,850点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	三心房心手術	68,940点
K 5 7 6	心室中隔欠損閉鎖術	
	1 単独のもの	52, 320点
	2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830点
	3 大動脈弁形成を伴うもの	66,060点
	4 右室流出路形成を伴うもの	71,570点
K 5 7 7	バルサルバ洞動脈 瘤 手術	51 550 H
	1 単独のもの	71,570点
IZ 5 7 0	2 大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880点
K 5 7 8	右室二腔症手術	80,490点
K 5 7 9	不完全型房室中隔欠損症手術	60 000 H
	1 心房中隔欠損パッチ閉鎖術(単独のもの)	60,330点
W F 7 0	2 心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060点
K579-	- 2 完全型房室中隔欠損症手術 1 心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107 250 占
	1 心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの2 ファロー四徴症手術を伴うもの	107, 350点 192, 920点
K 5 8 0	ファロー四徴症手術を行うもの	192, 920点
KJOU	1 右室流出路形成術を伴うもの	71,000点
	2 末梢 肺動脈形成術を伴うもの	94,060点
K 5 8 1	肺動脈閉鎖症手術	34, 000 M
17 0 0 1	1 単独のもの	100, 200点
	2 ラステリ手術を伴うもの	173,620点
	3 巨大側副血管術を伴うもの	231, 500点
	注 2 については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位	·
	置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定	
	100分の50に相当する点数を加算する。	/// 3/(1-1/1/C/// 3/(1-1/1/C/// 3/(1-1/1/C/// 3/(1-1/1/C/// 3/(1-1/1/C/// 3/(1-1/1/C/// 3/(1-1/1/C/// 3/(1-1/
K 5 8 2	而大血管右室起始症手術 一大血管右室起始症手術	
11 0 0 -	1 単独のもの	85,880点
	2 右室流出路形成を伴うもの	128,820点
	3 心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの(タウシッ	
	術)	192,920点
K 5 8 3	大血管転位症手術	
	1 心房内血流転換手術(マスタード・セニング手術)	114,510点
	2 大血管血流転換術 (ジャテーン手術)	144,690点

4 ラステリ手術を伴うもの 154,330点 注 4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再 置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。 K584 修正大血管転位症手術 1 心室中隔欠損パッチ閉鎖術 85,790点 2 根治手術 (ダブルスイッチ手術) 201,630点 注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再 置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。 K585 総動脈幹症手術 143,860点 K586 単心室症又は三尖弁閉鎖症手術 1 両方向性グレン手術 71,570点 2 フォンタン手術 85,880点 3 心室中隔造成術 181,350点 注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再 置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。 K587 左心低形成症候群手術 (ノルウッド手術) 179,310点 K588 冠動静脈瘻開胸的遮断術 53,240点 K589 冠動脈起始異常症手術 85,880点 K590 心室憩室切除術 76,710点 K591 心臟脱手術 113,400点 K592 肺動脈塞栓除去術 48,880点 K592-2 肺動脈血栓内膜摘除術 135,040点 K593 肺静脈血栓除去術 39,270点 K594 不整脈手術 1 副伝導路切断術 89,250点 2 心室頻拍症手術 147,890点 3 メイズ手術 98,640点 K595 経皮的カテーテル心筋焼灼術 1 心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの 40,760点 2 その他のもの 34,370点 注1 三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算と して、17,000点を所定点数に加算する。 2 磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、 5,000点を所定点数に加算する。 3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。 K595-2 経皮的中隔心筋焼 灼 術 24,390点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K596 体外ペースメーキング術 3,370点 K597 ペースメーカー移植術 1 心筋電極の場合 15,060点 2 経静脈電極の場合 9,520点 K597-2 ペースメーカー交換術 4,000点 K597-3 植込型心電図記録計移植術 1,260点 K597-4 植込型心電図記録計摘出術 840点 K598 両心室ペースメーカー移植術 31,510点

173,620点

3 心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの

K598-2 両心室ペースメーカー交換術 5,000点 K599 植込型除細動器移植術 1 経静脈リードを用いるもの 31,510点 2 皮下植込型リードを用いるもの 24,310点 K599-2 植込型除細動器交換術 6,000点 K599-3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術 35,200点 注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。 K599-4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術 6,000点 注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。 K599-5 経静脈電極抜去術 1 レーザーシースを用いるもの 28,600点 2 レーザーシースを用いないもの 22,210点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K600 大動脈バルーンパンピング法 (IABP法) (1日につき) 1 初日 8,780点 2 2日目以降 3,680点 注 挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K601 人工心肺(1日につき) 1 初日 26,950点 2 2 日目以降 3,000点 注1 初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合には、 4,800点を所定点数に加算する(主たるもののみを算定する。)。 2 初日に選択的脳灌流を併せて行った場合は、7,000点を所定点数に加算する。 3 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。 K602 経皮的心肺補助法(1日につき) 1 初日 11,100点 2 2日目以降 3,120点 K603 補助人工心臓(1日につき) 1 初日 54,370点 2 2日目以降30日目まで 5,000点 3 31日目以降 4,000点 K603-2 小児補助人工心臓(1日につき) 1 初日 63,150点 2 2日目以降30日目まで 8,680点 3 31日目以降 7,680点 K604 削除 K604-2 植込型補助人工心臓(非拍動流型) 1 初日(1日につき) 58,500点 2 2日目以降30日目まで(1日につき) 5,000点 3 31日目以降90日目まで(1日につき) 2,780点 4 91日目以降(1日につき) 1,500点 K605 移植用心採取術 62,720点 注 心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K605-2 同種心移植術 192,920点 注 心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 100,040点 K605-3 移植用心肺採取術 注 心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K605-4 同種心肺移植術 286,010点 注 心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

K605-5 骨格筋由来細胞シート心表面移植術 (動脈)	9,420点
K606 血管露出術	530点
K 6 0 7 血管結紮術	990/景
1 開胸又は開腹を伴うもの	10,550点
2 その他のもの	3, 130点
K607-2 血管縫合術 (簡単なもの)	3, 130点
K 6 0 7 - 3 上腕動脈表在化法	5, 000点
K608 動脈塞栓除去術	5, 000 _{/m}
1 開胸又は開腹を伴うもの	28,560点
2 その他のもの(観血的なもの)	11, 180点
K 6 0 8 - 2 外シャント血栓除去術	11, 180点
K608-3 内シャント血栓除去術	3, 130点
K609 動脈血栓内膜摘出術	5, 150/₹
1 大動脈に及ぶもの	40,950点
2 内頸動脈	43,880点
3 その他のもの	28,450点
K609-2 経皮的頸動脈ステント留置術	34, 740点
注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	54, 740 <i>m</i>
2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。	
K610 動脈形成術、吻合術	
1 頭蓋內動脈	99,700点
2 胸腔内動脈(大動脈を除く。)	52, 570点
3 腹腔内動脈(大動脈を除く。)	47, 790点
4 指 (手、足) の動脈	15, 340点
5 その他の動脈	21,700点
K610-2 脳新生血管造成術	52, 550点
K610-2 個利王血自追戍州 K610-3 内シャント又は外シャント設置術	18,080点
K610-4 四肢の血管吻合術	18,080点
K610-4	18,080点
K610 5 血管物台が及び存程行後台が、工作が経及び代音符経が K611 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	10,000/55
1 開腹して設置した場合	17,940点
2 四肢に設置した場合	16, 250点
けい	16, 250点
3 頭頸部その他に設置した場合 K 6 1 2 末 梢 動静脈瘻造設術	7,760点
K 6 1 3 腎血管性高血圧症手術(経皮的腎血管拡張術)	31,840点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	51, 040 <i>m</i>
K614 血管移植術、バイパス移植術	
1 大動脈	70,700点
2 胸腔内動脈	64,050点
3 腹腔内動脈	56, 560点
	55,050点
5 下腿、足部動脈	62,670点
6 膝窩動脈	42,500点
7 その他の動脈	30, 290点
K615 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)	50, 250 m
1 止血術	23, 110点
2 選択的動脈化学塞栓術	20,040点
3 その他のもの	18,620点
	10,020/17

K615-2 経皮的大動脈遮断術	1,390点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術	22,590点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K616-2 頸動脈球摘出術	10,800点
K616-3 経皮的胸部血管拡張術 (先天性心疾患術後に限る。)	24,550点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術	18,080点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K616-5 経皮的血管内異物除去術	14,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
(静脈)	
K617 下肢静脈瘤 手術	
1 抜去切除術	10,200点
2 硬化療法(一連として)	1,720点
3 高位結紮術	3,130点
K617-2 大伏在静脈抜去術	11,020点
K617-3 静脈瘤切除術(下肢以外)	1,820点
K617-4 下肢静脈瘤 血管内焼 灼 術	14,360点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K617-5 内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	10,200点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K618 中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
1 四肢に設置した場合	10,500点
2 頭頸部その他に設置した場合	10,800点
注1 6歳未満の乳幼児の場合は、300点を加算する。	
2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、	これらの点数に
含まれるものとする。	
K619 静脈血栓摘出術	
1 開腹を伴うもの	22,070点
2 その他のもの(観血的なもの)	13, 100点
K619-2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32, 100点
K620 下大静脈フィルター留置術	10, 160点
K 6 2 0 - 2 下大静脈フィルター除去術	6, 190点
K621 門脈体循環静脈吻合術 (門脈圧亢進症手術)	40,650点
K622 胸管内頸静脈吻合術	37,620点
K623 静脈形成術、吻合術	
1 胸腔内静脈	25, 200点
2 腹腔内静脈	25, 200点
3	16, 140点
K623-2 脾腎静脈吻合術	21,220点
(リンパ管、リンパ節)	
K624 削除	
K 6 2 5 リンパ管腫摘出術	10 010 5
1 長径5センチメートル未満	10,910点
2 長径5センチメートル以上	16, 390点
K626 リンパ節摘出術	1 000 =
1 長径3センチメートル未満	1,200点
2 長径3センチメートル以上	2,880点

ø ŝ	
K626-2 リンパ節膿瘍切開術	910点
K627 リンパ節群郭清術	
1 顎下部又は舌下部(浅在性)	9,060点
2 頸部(深在性)	20,080点
3 鎖骨上窩及び下窩	12,050点
4 腋窩	17,750点
5 胸骨旁	20,080点
6 鼠径部及び股部	7,370点
7 後腹膜	41,380点
8	26,800点
K627-2 腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術	36, 140点
K627-3 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	26,460点
注 必	5.
K627-4 腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	39,720点
注 精巣がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K628 リンパ管吻合術	34, 450点
第9款 腹部	
区分	
(腹壁、ヘルニア)	
K629 削除	
K 6 3 0 腹壁膿瘍切開術	1,270点
K 6 3 1 腹壁瘻手術	
1 腹壁に限局するもの	1,820点
2 腹腔に通ずるもの	8,390点
K 6 3 2 腹壁腫瘍摘出術	
1 形成手術を必要としない場合	4,310点
2 形成手術を必要とする場合	11,210点
K 6 3 3 ヘルニア手術	
1 腹壁瘢痕ヘルニア	8,450点
2 半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	6,200点
3 臍ヘルニア	4,200点
4 臍帯ヘルニア	18,810点
5 鼠径ヘルニア 6 大腿ヘルニア	6,000点
6 大腿ヘルニア	8,860点
7 腰ヘルニア	8,590点
8 骨盤部ヘルニア (閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア)	18,810点
9 内へルニア	18,810点
K633-2 腹腔鏡下へルニア手術 1 腹壁瘢痕ヘルニア	
1 腹壁瘢痕ヘルニア	13,770点
2 大腿ヘルニア	15,460点
3 半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	11,520点
4 臍ヘルニア	9,520点
5 閉鎖孔ヘルニア	24, 130点
K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)	22,960点
(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)	
K 6 3 5 胸水・腹水濾過濃縮再静注法	4,160点
K635-2 腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730点
K 6 3 5 - 3 連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	12,000点
K636 試験開腹術	5,550点

K636-2 ダメージコントロール手術	9,370点
K 6 3 6 - 3 腹腔鏡下試験開腹術	11,320点
K636-4 腹腔鏡下試験切除術	11,320点
K637 限局性腹腔膿瘍手術	10 600占
1 横隔膜下膿瘍	10,690点
2 ダグラス窩膿瘍 3 虫垂周囲膿瘍	5,710点
	5, 340点 8, 330点
4 その他のもの K637-2 経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	8,330点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	10, 600 点
K 6 3 8 骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	3, 290点
K639 急性汎発性腹膜炎手術	12,000点
K 6 3 9 - 2 結核性腹膜炎手術	12,000点
K639-3 腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	19, 260点
K 6 4 0 腸間膜損傷手術	15, 200///
1 縫合、修復のみのもの	10,390点
2 腸管切除を伴うもの	26,880点
K 6 4 1 大網切除術	8,720点
K 6 4 2 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	0,120///
1 腸切除を伴わないもの	11,910点
2 腸切除を伴うもの	28, 210点
K 6 4 2 - 2 腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	32,310点
K 6 4 2 - 3 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	30,310点
K 6 4 3 後腹膜悪性腫瘍手術	48,510点
K 6 4 3 - 2 腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	50,610点
K644 臍腸管瘻手術	
1 腸管切除を伴わないもの	5,260点
2 腸管切除を伴うもの	18,280点
K 6 4 5 骨盤内臟全摘術	120,980点
(胃、十二指腸)	
K 6 4 6 胃血管結紮術(急性胃出血手術)	11,360点
K647 胃縫合術 (大網充填術又は被覆術を含む。)	12,190点
K 6 4 7 - 2 腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	22,460点
K 6 4 8 胃切開術	10,970点
K 6 4 9 胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	11,800点
K 6 4 9 - 2 腹腔鏡下胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	18,600点
K650 削除	
K 6 5 1 内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210点
K 6 5 2 胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術 (開腹によるもの)	11,530点
K 6 5 3 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460点
2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	18, 370点
3 早期悪性腫瘍ポリープ切除術	6,230点
4 その他のポリープ・粘膜切除術	5,200点
K653-2 食道・胃内異物除去摘出術(マグネットカテーテルによるもの)	3,200点
K653-3 内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,200点
K 6 5 3 - 4 内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460点
K 6 5 3 - 5 内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	12,480点
K 6 5 4 内視鏡的消化管止血術	4,600点

K 6 5 4 - 2	11,530点
K 6 5 4 - 3 腹腔鏡下胃局所切除術	00 500 5
1 内視鏡処置を併施するもの	26,500点
2 その他のもの	20,400点
K 6 5 5 胃切除術	00 010 =
1 単純切除術	28,210点
2 悪性腫瘍手術	55,870点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。 K655-2 腹腔鏡下胃切除術	
NA CITY THAT CITY	40,890点
1 単純切除術 2 悪性腫瘍手術	64, 120点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	04, 120点
K 6 5 5 - 3 十二指腸窓(内方)憩室摘出術	26,910点
K655-4 噴門側胃切除術	20, 310 m
1 単純切除術	40,170点
2 悪性腫瘍切除術	71,630点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	11, 000///
K655-5 腹腔鏡下噴門側胃切除術	
1 単純切除術	54,010点
2 悪性腫瘍切除術	75,730点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 5 6 胃縮小術	28,210点
K 6 5 6 - 2 腹腔鏡下胃縮小術 (スリーブ状切除によるもの)	40,050点
K 6 5 7 胃全摘術	
1 単純全摘術	50,920点
2 悪性腫瘍手術	69,840点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 7 - 2 腹腔鏡下胃全摘術	
1 単純全摘術	64,740点
2 悪性腫瘍手術	83,090点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 8 削除	
K 6 5 9 食道下部迷走神経切除術(幹迷切)	10 200 =
1 単独のもの	13,600点
2 ドレナージを併施するもの	19,000点
3 胃切除術を併施するもの	37,620点
K659-2 腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術(幹迷切)	25,480点
K 6 6 0 食道下部迷走神経選択的切除術 1 単独のもの	10 500占
1 単独のもの 2 ドレナージを併施するもの	19,500点 28,210点
3 胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 6 0 - 2 腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	31,310点
K 6 6 1 胃冠状静脈結紮及び切除術	17,400点
K662 胃腸吻合術(ブラウン吻合を含む。)	13,600点
K662-2 腹腔鏡下胃腸吻合術	17,700点
K 6 6 3 十 ^一 指腸空腸 [´] 6術	13,400点
K 6 6 4 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)	6,070点
K664-2	14,610点
K 6 6 5 胃瘻閉鎖術	12,040点

75 A B B B B B B B B B B B B B B B B B B	0.000 =
K 6 6 5 - 2 胃瘻抜去術	2,000点
K666 幽門形成術(粘膜外幽門筋切開術を含む。)	10,500点
K666-2 腹腔鏡下幽門形成術	17,060点
K 6 6 7 噴門形成術	16,980点
K 6 6 7 - 2 腹腔鏡下噴門形成術	37,620点
K667-3 腹腔鏡下食道噴門部縫縮術	15, 190点
K 6 6 8 胃横断術(静脈 瘤 手術)	28, 210点
(胆嚢、胆道)	
K 6 6 9 胆管切開術	12,460点
K 6 7 0 胆囊切開結石摘出術	11,800点
K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)	
1 胆嚢摘出を含むもの	28, 210点
2 胆嚢摘出を含まないもの	26,880点
K671-2 腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	
1 胆嚢摘出を含むもの	35,470点
2 胆嚢摘出を含まないもの	33,610点
K672 胆嚢摘出術	23,060点
K 6 7 2 - 2 腹腔鏡下胆嚢摘出術	21,500点
K673 胆管形成手術(胆管切除術を含む。)	37,620点
K 6 7 4 総胆管拡張症手術	49,580点
注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 7 4 - 2 腹腔鏡下総胆管拡張症手術	34,880点
注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 7 5 胆嚢悪性腫瘍手術	
1 胆嚢に限局するもの(リンパ節郭清を含む。)	45,520点
2 肝切除(亜区域切除以上)を伴うもの	57, 790点
3 肝切除(葉以上)を伴うもの	77, 450点
4 膵頭十二指腸切除を伴うもの	101,590点
5 膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	209, 520点
K 6 7 6 削除	
K677 胆管悪性腫瘍手術	
1 膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	119,280点
2 その他のもの	84,700点
K 6 7 7 - 2 肝門部胆管悪性腫瘍手術	
1 血行再建あり	180,990点
2 血行再建なし	101,090点
K678 体外衝撃波胆石破砕術(一連につき)	16,300点
K679 胆囊胃(腸) 吻合術	11,580点
K680 総胆管胃(腸)吻合術	28,210点
K681 胆囊外瘻造設術	9,420点
K682 胆管外瘻造設術	
1 開腹によるもの	12,300点
2 経皮経肝によるもの	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K682-2 経皮的胆管ドレナージ術	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K682-3 内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術 (ENBD)	10,800点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K 6 8 2 - 4 超音波内視鏡下瘻孔形成術(腹腔内膿瘍に対するもの)	23,450点
K 6 8 3 削除	
K 6 8 4 先天性胆道閉鎖症手術	60,000点
K 6 8 5 内視鏡的胆道結石除去術	
1 胆道砕石術を伴うもの	11,920点
2 その他のもの	8,320点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数にた	17算する。
K 6 8 6 内視鏡的胆道拡張術	13,820点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数にた	77算する。
K 6 8 7 内視鏡的乳頭切開術	
1 乳頭括約筋切開のみのもの	11,270点
2 胆道砕石術を伴うもの	24,550点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に力	17算する。
K688 内視鏡的胆道ステント留置術	11,540点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に力	川算する。
K689 経皮経肝胆管ステント挿入術	12,270点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
(肝)	
K690 肝縫合術	17,400点
K 6 9 1 肝膿瘍切開術	
1 開腹によるもの	11,860点
2 開胸によるもの	12,520点
K 6 9 1 - 2 経皮的肝膿瘍ドレナージ術	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K692 肝嚢胞切開又は縫縮術	12,520点
K692-2 腹腔鏡下肝嚢胞切開術	28,210点
K 6 9 3 肝内結石摘出術(開腹)	28,210点
K 6 9 4 肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	28, 210点
K 6 9 5 肝切除術	20, 240 =
1 部分切除	36,340点
2 亜区域切除	56,280点
3 外側区域切除	46,130点
4 1 区域切除(外側区域切除を除く。) 5 2 区域切除	60,700点
	76,210点
6 3区域切除以上のもの 7 2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	97, 050点 126, 230点
7 2 区域切除以上であって、血行再建を伴うもの K695-2 腹腔鏡下肝切除術	120, 230点
1 部分切除	59,680点
2 外側区域切除	74, 880点
3 亜区域切除	108,820点
4 1区域切除(外側区域切除を除く。)	130,730点
5 2区域切除	152, 440点
6 3区域切除以上のもの	174, 090点
K696 肝内胆管(肝管)胃(腸)吻合術	28, 210点
K697 肝内胆管外瘻造設術	20, 210///
1 開腹によるもの	18,810点
2 経皮経肝によるもの	10,800点
K697-2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(一連として)	,
1 腹腔鏡によるもの	18,710点
	, .,,,,

2 その他のもの 17,410点 K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼 灼 療法(一連として) 1 2センチメートル以内のもの イ 腹腔鏡によるもの 16,300点 ロ その他のもの 15,000点 2 2センチメートルを超えるもの イ 腹腔鏡によるもの 23,260点 ローその他のもの 21,960点 K697-4 移植用部分肝採取術(生体) 82,800点 注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K697-5 生体部分肝移植術 189,290点 注1 生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養 上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。 2 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K697-6 移植用肝採取術 (死体) 86,700点 注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K697-7 同種死体肝移植術 193,060点 注 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 (膵) K698 急性膵炎手術 1 感染性壊死部切除を伴うもの 49,390点 2 その他のもの 28,210点 K699 膵結石手術 1 膵切開によるもの 28,210点 2 経十二指腸乳頭によるもの 28,210点 K699-2 体外衝撃波膵石破砕術 (一連につき) 19,300点 注 破砕した膵石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的膵石除去加算として、 一連につき1回に限り5,640点を所定点数に加算する。 K700 膵中央切除術 53,560点 K700-2 膵腫瘍摘出術 21,750点 K 7 0 1 膵破裂縫合術 22,080点 K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合 イ 脾同時切除の場合 24,000点 ロ 脾温存の場合 21,750点 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合 57,190点 3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合 52,730点 4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合 55,870点 K702-2 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 1 脾同時切除の場合 47,250点 2 脾温存の場合 56,240点 K703 膵頭部腫瘍切除術 1 膵頭十二指腸切除術の場合 77,950点 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の 83,810点 3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合 83,810点 4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合 128,230点

<5, tv	
K703-2 腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術	158, 450点
K704 膵全摘術 sah	103,030点
K 7 0 5 膵嚢胞胃 (腸) 吻合術	28, 210点
K706 膵管空腸吻合術	37,620点
K707 膵嚢胞外瘻造設術	
1 内視鏡によるもの	18,370点
2 開腹によるもの	12,460点
K708 膵管外瘻造設術	18,810点
K708-2 膵管誘導手術	18,810点
K708-3 内視鏡的膵管ステント留置術	22,240点
K709 膵瘻閉鎖術	28,210点
K709-2 移植用膵採取術(死体)	77,240点
注 膵提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K709-3 同種死体膵移植術	112,570点
注 膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K709-4 移植用膵腎採取術 (死体)	84,080点
注 膵腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K709-5 同種死体膵腎移植術	140,420点
注 膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	·
(脾)	
K710 脾縫合術(部分切除を含む。)	24,410点
K711 脾摘出術	31,030点
K711-2 腹腔鏡下脾摘出術	37,060点
(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)	
K712 破裂腸管縫合術	10,400点
K713 腸切開術	9,650点
K714 腸管癒着症手術	12,010点
K714-2 腹腔鏡下腸管癒着剥離術	20,650点
K715 腸重積症整復術	
1 非観血的なもの	4,490点
2 観血的なもの	6,040点
K715-2 腹腔鏡下腸重積症整復術	14,660点
K716 小腸切除術	
1 悪性腫瘍手術以外の切除術	15,940点
2 悪性腫瘍手術	34, 150点
K716-2 腹腔鏡下小腸切除術	,
1 悪性腫瘍手術以外の切除術	31,370点
2 悪性腫瘍手術	37, 380点
K717 小腸腫瘍、小腸憩室摘出術(メッケル憩室炎手術を含む。)	18,810点
K718 虫垂切除術	,
1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6,210点
2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8,880点
K718-2 腹腔鏡下虫垂切除術	
1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	11,470点
2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	18,380点
K719 結腸切除術	
1 小範囲切除	22,140点
2 結腸半側切除	29,940点
3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	35,680点

K719-2 腹腔鏡下結腸切除術	
	40, COO =
1 小範囲切除、結腸半側切除	42,680点
2 全切除、亜全切除 K719-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	59, 510点 59, 510点
K719-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	
K719-4 ピックレル氏手術	13,700点
K719-5 全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術	51,860点
K720 結腸腫瘍(回盲部腫瘍摘出術を含む。)、結腸憩室摘出術、結腸ポリープも	
によるもの) K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	16,610点
	5 000 占
1 長径2センチメートル未満2 長径2センチメートル以上	5,000点
2 長住2ピンテクートル以上 K721-2 削除	7,000点
K721-2	5,360点
K721-3 内壳螺的脂肪类物质山州 k< K721-4 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	18,370点
K721 - 4 - 平朔志性腫瘍八肠柏膜下層剥離剂 K722 小腸結腸内視鏡的止血術	10,370点
	10, 590点
K723 削除 K724 腸吻合術	0 220占
ろう ろう	9, 330点 6, 140点
K725 腸瘻、虫垂瘻造設術 K725 2 腹蹠栓下腹部 中垂鷹浩乳後	
K725-2 腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術 K726 人工肛門造設術	12,080点
くう	7,980点
	13,920点
K727 腹壁外腸管前置術 K728 腸狭窄部切開縫合術	8,340点 11,220点
K729 腸閉鎖症手術	11, 220点
1 腸管切除を伴わないもの	12, 190点
2 腸管切除を伴うもの	28,210点
K729-2 多発性小腸閉鎖症手術	47,020点
K729-2 多汽缸/加州與亚子州 K729-3 腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310点
K730 小腸瘻閉鎖術	32, 310 M
1 腸管切除を伴わないもの	11,580点
2 <u>腸管切除を伴うもの</u>	17,900点
と	11, 500%
1 腸管切除を伴わないもの	11,750点
2 腸管切除を伴うもの	28, 210点
	20, 210///
1 腸管切除を伴わないもの	11,470点
2 腸管切除を伴うもの	28, 210点
K733 盲腸縫縮術	4,400点
K734 腸回転異常症手術	18,810点
K734-2 腹腔鏡下腸回転異常症手術	26,800点
K735 先天性巨大結腸症手術	50,830点
K735-2 小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)	11,090点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算	
K735-3 腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	63,710点
K735-4 下部消化管ステント留置術	9, 100点
K736 人工肛門形成術	,
1 開腹を伴うもの	10,030点
2 その他のもの	3,670点
(直腸)	

のj	
K 7 3 7 直腸周囲膿瘍切開術	2,610点
K 7 3 8 直腸異物除去術	
1 経肛門 (内視鏡によるもの)	6,700点
2 開腹によるもの	11,530点
K739 直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)	
1 経肛門	4,010点
2 経括約筋	9,940点
3 経腹及び経肛	18,810点
K739-2 経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍に限る。)	26,100点
K739-3 低侵襲経肛門的局所切除術(MITAS)	16,700点
K740 直腸切除・切断術	
1 切除術	42,850点
2 低位前方切除術	66,300点
3 超低位前方切除術(経肛門的結腸嚢肛門吻合によるもの)	69,840点
4 切断術	77,120点
K 7 4 0 - 2 腹腔鏡下直腸切除・切断術	,
1 切除術	75,460点
2 低位前方切除術	83,930点
3 切断術	83,930点
K740-3 削除	00, 000///
K 7 4 1 直腸狭窄形成手術	28,210点
K 7 4 2 直腸脱手術	,,,,,,
1 経会陰によるもの	
イ 腸管切除を伴わないもの	8,410点
ロ 腸管切除を伴うもの	25,780点
2 直腸挙上固定を行うもの	10,900点
3 骨盤底形成を行うもの	18,810点
4 腹会陰からのもの(腸切除を含む。)	37,620点
K742-2 腹腔鏡下直腸脱手術	30, 200点
(肛門、その周辺)	00, 200,110
K743 痔核手術(脱肛を含む。)	
1 硬化療法	1,380点
2 硬化療法(四段階注射法によるもの)	4,010点
3 結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390点
4 根治手術	5, 190点
	11, 260点
5 PPH 	1,380点
K 7 4 3 - 2	1, 500点
K 7 4 3 - 3 削除 K 7 4 3 - 4 痔核手術後狭窄拡張手術	F 260占
	5,360点
K 7 4 3 - 5 モルガニー氏洞及び肛門管切開術 K 7 4 3 - 6 町即郊中陸対解切除後	3,750点
K743-6 肛門部皮膚剥離切除術	3,750点
K744 裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110点
K745 肛門周囲膿瘍切開術	2,050点
K746 痔瘻根治手術	0.750 -
1 単純なもの	3,750点
2 複雑なもの	7,470点
K746-2 高位直腸瘻手術 K747 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	8,120点
⊆ 7	1,040点
K748 肛門悪性腫瘍手術	

1 切除	28,210点
2 直腸切断を伴うもの	70, 680点
K749 肛門拡張術 (観血的なもの)	1,630点
K750 肛門括約筋形成手術	1, 000///
1 瘢痕切除又は縫縮によるもの	3,990点
2 組織置換によるもの	23,660点
K751 鎖肛手術	20, 000///
1 肛門膜状閉鎖切開	2,100点
2 会陰式	18,810点
3 仙骨会陰式	35, 270点
4 腹会陰、腹仙骨式	62,660点
K751-2 仙尾部奇形腫手術	46,950点
K751-3 腹腔鏡下鎖肛手術(腹会陰、腹仙骨式)	70,140点
K752 肛門形成手術	
1 肛門狭窄形成手術	5,210点
2 直腸粘膜脱形成手術	7,710点
K753 毛巣囊、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680点
第10款 尿路系・副腎	
区分	
(副腎)	
K754 副腎摘出術(副腎部分切除術を含む。)	28,210点
K754-2 腹腔鏡下副腎摘出術	40,100点
K754-3 腹腔鏡下小切開副腎摘出術	34,390点
K755 副腎腫瘍摘出術	
1 皮質腫瘍	39,410点
2 髓質腫瘍(褐色細胞腫)	47,020点
K755-2 腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術(褐色細胞腫)	47,030点
K756 副腎悪性腫瘍手術	47,020点
K756-2 腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	51, 120点
(腎、腎盂)	
K757 腎破裂縫合術	37,620点
K 7 5 7 - 2	38, 270点
K758 腎周囲膿瘍切開術	3,480点
K 7 5 9	37,620点
K760 癒合腎離断術	47,020点
K761 腎被膜剥離術 (除神経術を含む。)	10,660点
K 7 6 2	10,350点
K 7 6 3	27,550点
K764 経皮的尿路結石除去術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	32,800点
K 7 6 5 経皮的腎盂腫瘍切除術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	33,040点
K 7 6 6 経皮的尿管拡張術(経皮的腎瘻造設術を含む。) K 7 6 7 腎盂切石術	13,000点
	27,210点
K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 (一連につき) K769 腎部分切除術	19, 300点 35, 880点
K769 有部分(5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	43, 930点
< 5	42,900点
K769-3 腹腔鏡下小切開腎部分切除術 K770 腎囊胞切除縮小術	11,580点
K770-2 腹腔鏡下腎囊胞切除縮小術	11, 350点
K770-3 腹腔鏡下腎囊胞切除術	20,360点
· · · · · // // // // // // // // // //	20,000///

のう せん	
K771 経皮的腎囊胞穿刺術	1,490点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K772 腎摘出術	17,680点
K772-2 腹腔鏡下腎摘出術	54,250点
K772-3 腹腔鏡下小切開腎摘出術	40,240点
K773 腎(尿管) 悪性腫瘍手術	42,770点
K773-2 腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術	64,720点
K773-3 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	49,870点
K773-4 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	52,800点
K773-5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	70,730点
K774 削除	
K775 経皮的腎(腎盂)瘻造設術	13,860点
K776 腎(腎盂)皮膚瘻閉鎖術	27,890点
K777 腎 (腎盂) 腸瘻閉鎖術	28,210点
K778 腎盂形成手術	33,120点
K778-2 腹腔鏡下腎盂形成手術	51,600点
K779 移植用腎採取術(生体)	35,700点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K779-2 移植用腎採取術(死体)	43,400点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	=1 0=0 H
K779-3 腹腔鏡下移植用腎採取術(生体)	51,850点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	00 770 5
K780 同種死体腎移植術	98,770点
注1 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する脳	
体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植腎の提供の	かために要す
る費用として、40,000点を加算する。	
2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K780-2 生体腎移植術	C0 000 L
	62,820点
注1 生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	京食工の 貫用
2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
2 有移他有に添る組織適っ性試験の負用は、別だ点数に占まれる。 (尿管)	
K781 経尿道的尿路結石除去術	
1 レーザーによるもの	22,270点
2 その他のもの	22,270点
K781-2 ピンハンマー式尿路結石破砕術	7,770点
K781-3 経尿道的腎盂尿管凝固止血術	8,250点
K782 尿管切石術	0, 200 _m
1 上部及び中部	10,310点
2 膀胱近接部	15,310点
K783 経尿道的尿管狭窄拡張術	20,930点
K783-2 経尿道的尿管ステント留置術	3,400点
K783-3 経尿道的尿管ステント抜去術	1,300点
K784 残存尿管摘出術	18,810点
K 7 8 4 - 2 尿管剥離術	18,810点
K785 経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	21, 420点
K785-2 腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	31,040点
K786 尿管膀胱吻合術	21,310点
K787 尿管尿管吻合術	27,210点

ふん	
K788 尿管腸吻合術	17,070点
K789 尿管腸膀胱吻合術	46,450点
K790 尿管皮膚瘻造設術	14,200点
K791 尿管皮膚瘻閉鎖術	28,450点
K792 尿管腸瘻閉鎖術	36,840点
K793 尿管腟瘻閉鎖術	28,210点
K794 尿管口形成手術 りゅう	16,580点
K794-2 経尿道的尿管 瘤 切除術	15,500点
(膀胱) 「F2 State THE DECKE	
K 7 9 5 膀胱破裂閉鎖術	11, 170点
K796 膀胱周囲膿瘍切開術	3,300点
K797 膀胱内凝血除去術	2,980点
K798 膀胱結石、異物摘出術	
1 経尿道的手術	8,320点
2 膀胱高位切開術	3, 150点
K798-2 経尿道的尿管凝血除去術(バスケットワイヤーカテーテル使用)	8,320点
K799 膀胱壁切除術	9,260点
K800 膀胱憩室切除術	9,060点
K 8 0 0 - 2 経尿道的電気凝固術	9,060点
K800−3 膀胱水圧拡張術	6,410点
注1 間質性膀胱炎の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
2 灌流液の費用及び電気凝固に係る費用は、所定点数に含まれる	ものとする。
3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K801 膀胱単純摘除術	=0 0=0
1 腸管利用の尿路変更を行うもの	59, 350点
2 その他のもの	51,510点
K802 膀胱腫瘍摘出術	10,610点
K802-2 膀胱脱手術	22 222 =
1 メッシュを使用するもの	30,880点
2 その他のもの (ほうこう) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は	19, 390点
K802-3 膀胱後腫瘍摘出術	11 100 =
1 腸管切除を伴わないもの	11,100点
2 腸管切除を伴うもの	21,700点
K802-4 腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	12,710点
K802-5 腹腔鏡下膀胱部分切除術	18,680点
K802-6 腹腔鏡下膀胱脱手術	40,930点
注・メッシュを使用した場合に算定する。	
K803 膀胱悪性腫瘍手術 1 周吟	24 150 5
1 切除	34, 150点
2 全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの) 3 全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの)	66,890点
	80,160点
4 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	107,800点
5 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	110,600点
6 経尿道的手術 - 全解療療療利用のまの	10 200 =
イ 電解質溶液利用のもの	12,300点
ローその他のもの	10,400点
注の狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算とし	/ (、200点を)が
定点数に加算する。	00 200 =
K803-2 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	89, 380点

<u> </u>	
K803-3 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	87,380点
K804 尿膜管摘出術	10,950点
K 8 0 4 - 2 腹腔鏡下尿膜管摘出術	18,360点
K805 膀胱瘻造設術	3,530点
K806 膀胱皮膚瘻閉鎖術	7,870点
K807 膀胱膣瘻閉鎖術	27,700点
K808 膀胱腸瘻閉鎖術	27,700点
K809 膀胱子宮瘻閉鎖術	37, 180点
K809-2 膀胱尿管逆流手術	23,520点
注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、9,400	点を加算する。
K809-3 腹腔鏡下膀胱内手術	37,440点
K810 ボアリー氏手術	36,840点
K811 腸管利用膀胱拡大術	48,200点
K812 回腸(結腸) 導管造設術	49,570点
K812-2 排泄腔外反症手術	
1 外反膀胱閉鎖術	70,430点
2 膀胱腸裂閉鎖術	103,710点
(尿道)	
K813 尿道周囲膿瘍切開術	1,160点
K814 外尿道口切開術	1,010点
K815 尿道結石、異物摘出術	
1 前部尿道	2,180点
2 後部尿道	5,250点
K816 外尿道腫瘍切除術	2,180点
K817 尿道悪性腫瘍摘出術	
1 摘出	32,230点
2 内視鏡による場合	23, 130点
3 尿路変更を行う場合	54,060点
K818 尿道形成手術	
1 前部尿道	17,030点
2 後部尿道	37,700点
K819 尿道下裂形成手術	33,790点
K819-2 陰茎形成術	43,930点
K820 尿道上裂形成手術	39,000点
K821 尿道狭窄内視鏡手術	15,040点
K821-2 尿道狭窄拡張術(尿道バルーンカテーテル)	14,200点
K821-3 尿道ステント前立腺部尿道拡張術	12,300点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K822 女子尿道脱手術	7,560点
K823 尿失禁手術	
1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	23,510点
2 その他のもの	20,680点
K823-2 尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	23, 320点
注 コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、別	·
ものとする。	
K823-3 膀胱尿管逆流症手術(治療用注入材によるもの)	23, 320点
注手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K823-4 腹腔鏡下尿失禁手術	32,440点
K823-5 人工尿道括約筋植込・置換術	23,920点
	20,020///

第11款 性器

17	1	Ĺ
凶	Έ.	Ť

K842 削除

区分	
(陰茎)	
K824 陰茎尖圭コンジローム切除術	1,130点
K825 陰茎全摘術	16,630点
K826 陰茎切断術	5,850点
K826-2 陰茎折症手術	8,550点
K826-3 陰茎様陰核形成手術	5,850点
K827 陰茎悪性腫瘍手術	
1 陰茎切除	21,750点
2 陰茎全摘	36,500点
K828 包茎手術	
1 背面切開術	740点
2 環状切除術	2,040点
K828-2 陰茎持続勃起症手術	
1 亀頭-陰茎海綿体瘻作成術(ウィンター法)によるもの	4,670点
2 その他のシャント術によるもの	18,600点
(陰嚢、精巣、精巣上体、精管、精索)	
K829 精管切断、切除術(両側)	2,550点
K830 精巣摘出術	2,770点
K830-2 精巣外傷手術	_,
1 陰囊内血腫除去術	3,200点
2 精巣白膜縫合術	3,400点
K831及びK831-2 削除	-,,,,,
K832 精巣上体摘出術	4,200点
K833 精巣悪性腫瘍手術	10, 290点
K 8 3 4 精索静脈 瘤 手術	2, 480点
K834-2 腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	18, 590点
K835 陰囊水腫手術	10, 000,
1 交通性陰囊水腫手術	3,620点
2 その他	2, 290点
K 8 3 6 停留精巣固定術	9,740点
K836-2 腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰囊内固定術	37, 170点
K837 精管形成手術	11,310点
K838 精索捻転手術	11,010///
1 対側の精巣固定術を伴うもの	7,810点
2 その他のもの	8,230点
(精囊、前立腺)	o, 250 A
(何 <i>秀</i> 、町立が) K839 前立腺膿瘍切開術	2,770点
K840 前立腺被膜下摘出術	15, 920点
K841 経尿道的前立腺手術	15, 920点
	20 400 占
1 電解質溶液利用のもの	20,400点
2 その他のもの	18,500点
K841-2 経尿道的レーザー前立腺切除術 1 ホルミウムレーザーを用いるもの	00 470 上
	20,470点
2 その他のもの - R 2 4 1 - 2 - 経民道的並立順直測度治療 (一連につき)	19,000点
K841-3 経尿道的前立腺高温度治療(一連につき)	5,000点
K841-4 焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)	5,000点

K843 前立腺悪性腫瘍手術	41 000占
くう	41,080点
K 8 4 3 − 2 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	77,430点
K 8 4 3 − 3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	59,780点
K843-4 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	95, 280点
(外陰、会陰)	5 00 H
K 8 4 4 バルトリン腺膿瘍切開術	780点
K 8 4 5 処女膜切開術	790点
K 8 4 6	980点
K847 輪状処女膜切除術	2,230点
K 8 4 8 バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。)	2,760点
K849 女子外性器腫瘍摘出術	2,340点
K850 女子外性器悪性腫瘍手術	
	29, 190点
2 皮膚移植(筋皮弁使用)を行った場合	63, 200点
K850-2	23,830点
K851 会陰形成手術	
1 筋層に及ばないもの	2,330点
2 筋層に及ぶもの	5,760点
K851-2 外陰・腟血腫除去術	1,600点
K851-3 癒合陰唇形成手術	
1 筋層に及ばないもの	2,330点
2 _{歩っ} 筋層に及ぶもの	5,760点
(腟)	
K852 腟壁裂創縫合術(分娩時を除く。)	
1 前又は後壁裂創	2,760点
2 前後壁裂創	5,410点
3 腟円蓋に及ぶ裂創	8,280点
4 直腸裂傷を伴うもの	31,940点
K853	
1 中央腟閉鎖術(子宮全脱)	6,370点
2 その他	2,580点
K854	2,230点
K854-2 後腟円蓋切開(子宮外妊娠)	2,230点
K855 膣中隔切除術	
1 不全隔のもの	1,260点
2 全中隔のもの	2,540点
K856	2,540点
K856-2	2,540点
K856-3	1,040点
K 8 5 6 - 4 <u> </u>	1,040点
K857	37,070点
K858	35,130点
K859 造膣術、膣閉鎖症術	
1 拡張器利用によるもの	2,130点
2 遊離植皮によるもの	18,810点
3 腟断端挙上によるもの	28,210点
4 腸管形成によるもの	47,040点
5 筋皮弁移植によるもの	55,810点
K859-2 腹腔鏡下造崖術	38,690点

K860	7,880点
K860-2	29, 190点
(子宮) (子宮) (子宮) 世界四条	
K861 子宮内膜掻爬術	1,180点
K862 クレニッヒ手術	7,710点
K863 腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610点
K863-2 子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術(癒着剥離術を含む。)	18,590点
K863-3 子宮鏡下子宮内膜焼 灼 術	17,810点
K864 子宮位置矯正術	
1 アレキサンダー手術	4,040点
2 開腹による位置矯正術	7,540点
3 癒着剥離矯正術	14,070点
K865 子宮脱手術 1 歴史形成子(奈凡び子) な異様工作	16 000占
1 腟壁形成手術及び子宮位置矯正術 2 ハルバン・シャウタ手術	16, 900点 16, 900点
3 マンチェスター手術	10, 900点 14, 110点
4 腟壁形成手術及び子宮全摘術(腟式、腹式)	28,210点
K865-2 腹腔鏡下仙骨腟固定術	48, 240点
注 メッシュを使用した場合に算定する。	10, 210,
K866 子宮頸管ポリープ切除術	990点
K866-2 子宫腟部冷凍凝固術	990点
K867 子宮頸部 (腟部) 切除術	3,330点
K867-2 子宮腟部糜爛等子宮腟部乱切除術	470点
K867-3 子宮頸部摘出術(腟部切断術を含む。)	3,330点
K867-4 子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3,330点
K868からK870まで 削除 ちゅ	
K871 子宮息肉様筋腫摘出術(腟式)	3,810点
K872 子宮筋腫摘出(核出)術	
1 腹式	24,510点
2	14, 290点
K 8 7 2 - 2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	37,620点
K872-3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術 K872-3 4 宮野副なる宮玉衛	4,730点
K872-4 痕跡副角子宮手術	15 940占
1 腹式 2 腟式	15, 240点 8, 450点
K 8 7 2 - 5 子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8, 450点 8, 450点
K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	17, 100点
K874及びK875 削除	11, 100///
K876 子宮腟上部切断術	9,500点
K876-2 腹腔鏡下子宮腟上部切断術	14,620点
K877 子宮全摘術	28, 210点
K877-2 腹腔鏡下腟式子宮全摘術	42,050点
K878 広靱帯内腫瘍摘出術	14, 290点
K878-2 腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	28,130点
K879 子宮悪性腫瘍手術	62,000点
K879-2 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)	70,200点
K880 削除	
K881 腹壁子宮瘻手術	23,240点
K882 重複子宮、双角子宮手術	25, 280点

K883 子宮頸管形成手術	0.500 =
itiv	3,590点
K883-2 子宮頸管閉鎖症手術	100 =
1 非観血的	180点
2 観血的	3,590点
K884 奇形子宮形成手術(ストラスマン手術)	23, 240点
(子宮附属器)	1 250 5
K885 膣式卵巣嚢腫内容排除術 K885 膣式卵巣嚢腫内容排除術	1,350点
K885-2 経皮的卵巣嚢腫内容排除術 K885-2 宮内屋 明奈美訓離徐 (再側)	1,490点
K886 子宮附属器癒着剥離術(両側) 1 開腹によるもの	11 500 占
1 開腹によるもの 2 腹腔鏡によるもの	11, 580点 21, 370点
K887 卵巣部分切除術(腟式を含む。)	21, 570点
1 開腹によるもの	5, 130点
2 腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-2 卵管結紮術(腟式を含む。)(両側)	10,010/75
1 開腹によるもの	4,350点
2 腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-3 卵管口切開術	10, 010,,,,
1 開腹によるもの	4,350点
2 腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-4 腹腔鏡下多囊胞性卵巣焼 灼 術	24, 130点
K888 子宮附属器腫瘍摘出術(両側)	21, 100///
1 開腹によるもの	15,720点
2 腹腔鏡によるもの	25,940点
K888-2 卵管全摘除術、卵管腫瘤 全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)	, .,
1 開腹によるもの	12,460点
2 腹腔鏡によるもの	25,540点
K889 子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)	58,500点
K890 卵管形成手術 (卵管・卵巣移植、卵管架橋等)	27,380点
K890-2 卵管鏡下卵管形成術	46,410点
K890-3 腹腔鏡下卵管形成術	46,410点
(産科手術)	
K891 分娩時頸部切開術 (縫合を含む。)	3,170点
K892 骨盤位娩出術	3,800点
K893 吸引娩出術	2,550点
K894 鉗子娩出術	
1 低位(出口)鉗子	2,700点
2 中位鉗子	4,760点
K895 会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1,530点
K896 会陰(腟壁) 裂創縫合術(分娩時)	
1 筋層に及ぶもの	1,650点
2 肛門に及ぶもの	3,860点
3 腟円蓋に及ぶもの	4,320点
4 直腸裂創を伴うもの ************************************	8,200点
K897 頸管裂創縫合術(分娩時)	4,900点
K898 帝王切開術	
1 緊急帝王切開	22,200点
2 選択帝王切開	20, 140点
注 複雑な場合については、2,000点を所定点数に加算する。	

SL.	
K899 胎児縮小術 (娩出術を含む。)	3,220点
K900 臍帯還納術	1,240点
K900-2 脱垂肢整復術	1,240点
K901 子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む。)	2,460点
K902 胎盤用手剥離術	2,350点
K903 子宮破裂手術	
1 子宮全摘除を行うもの	29, 190点
2 子宮腟上部切断を行うもの	29, 190点
3 その他のもの	14,500点
K904 妊娠子宮摘出術 (ポロー手術)	33, 120点
K905 子宮内反症整復手術(腟式、腹式)	
1 非観血的	340点
2 ,	13,820点
K906 子宮頸管縫縮術	
1 マクドナルド法	1,680点
2 シロッカー法又はラッシュ法	3,090点
3 縫縮解除術 (チューブ抜去術)	1,500点
K907 胎児外回転術	670点
K908 胎児内(双合)回転術	1,190点
K909 流産手術	
1 妊娠11週までの場合	2,000点
2 妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5,110点
K909-2 子宮内容除去術 (不全流産)	1,980点
K 9 1 0 削除	
K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼 灼 術	40,000点
K910-3 胎児胸腔・羊水腔シャント術 (一連につき)	11,880点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	·
K911 胞状奇胎除去術	4,120点
K912 子宫外妊娠手術	,
1 開腹によるもの	14,110点
2 腹腔鏡によるもの	22,950点
K913 新生児仮死蘇生術	,,,
1 仮死第1度のもの	840点
2 仮死第2度のもの	2,700点
(その他)	- , · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
K913-2 性腺摘出術	
1 開腹によるもの	6,280点
2 腹腔鏡によるもの	18,590点
第12款 削除	10, 000///
第13款 臟器提供管理料	
区分	
K914 脳死臟器提供管理料	20,000点
注 臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる	·
点数に含まれる。	た
	5,000点
第2節 輸血料	5,000点
第2則	
1 自家採血輸血 (200m L ごとに)	

イ 1回目750点ロ 2回目以降650点

2 保存血液輸血 (200mLごとに)

イ 1回目450点ロ 2回目以降350点

3 自己血貯血

イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)

(1) 液状保存の場合 250点

(2) 凍結保存の場合 500点

ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)

(1) 液状保存の場合 250点

(2) 凍結保存の場合 500点

4 自己血輸血

イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)

(1) 液状保存の場合 750点

(2) 凍結保存の場合 1,500点

ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)

(1) 液状保存の場合 750点

(2) 凍結保存の場合 1,500点

5 希釈式自己血輸血

イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに) 1,000点

ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに) 1,000点

6 交換輸血(1回につき) 5,250点

- 注1 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明 を行った場合に算定する。
 - 2 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。
 - 3 骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号D404に掲げる骨髄穿刺又は区分番号K606に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。
 - 4 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。
 - 5 輸血に伴って行った患者の血液型検査(ABO式及びRh式)の費用として48 点を所定点数に加算する。
 - 6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として、197点を所定点数に加算する。
 - 7 HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラス I (A、B、C) 又は クラス II (DR、DQ、DP) の費用として、検査回数にかかわらず一連につき それぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。
 - 8 輸血に伴って、血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、1回につき30点又は34点をそれぞれ加算する。
 - 9 6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。
 - 10 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に 含まれるものとする。
 - 11 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 12 血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

1 輸血管理料 I 220点

2 輸血管理料Ⅱ

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回を限度として、 当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用されている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、1においては120点、2においては60点を加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自 己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

K921 造血幹細胞採取(一連につき)

1 骨髄採取

イ 同種移植の場合

21,640点

110点

ロー自家移植の場合

17,440点

2 末梢血幹細胞採取

イ 同種移植の場合

21,640点

ロ 自家移植の場合

17,440点

- 注1 同種移植における造血幹細胞提供者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及 び造血幹細胞測定の費用並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費 用は、所定点数に含まれる。
 - 2 造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節 に掲げる所定点数を加算する。

K922 造血幹細胞移植

1 骨髄移植

イ 同種移植の場合

66,450点

ロ 自家移植の場合

25,850点

2 末梢血幹細胞移植

イ 同種移植の場合

66,450点

ロ 自家移植の場合

30,850点

3 臍帯血移植

66,450点

- 注1 同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
 - 2 造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。
 - 3 6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。
 - 4 造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
 - 5 造血幹細胞移植者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定 の費用は所定点数に含まれるものとする。
 - 6 臍帯血移植に用いられた臍帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 7 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。

K923 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの)

4,500点

注1 併施される手術の所定点数とは別に算定する。

2 使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。

K924 自己生体組織接着剤作成術

1,400点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

第3節 手術医療機器等加算

区分

K930 脊髓誘発電位測定等加算

1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合

3,130点

2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合

2,500点

K931 超音波凝固切開装置等加算

3,000点

注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に 算定する。

K932 創外固定器加算

10,000点

注 区分番号K046、K056-2、K058、K073、K076、K078、 K124-2又はK125に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に 算定する。

K933 イオントフォレーゼ加算

45点

注 区分番号 K300 及び K309 に掲げる手術に当たって、イオントフォレーゼを 使用した場合に算定する。

K934 副鼻腔手術用内視鏡加算

1,000点

注 区分番号 K 3 5 0 、 K 3 5 2 、 K 3 5 2 - 3 、 K 3 6 2 - 2 及び K 3 6 5 に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

K934-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算

1,000点

注 区分番号K340-3からK340-7まで及びK350からK365までに掲 げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。

K 9 3 5 止血用加熱凝固切開装置加算

700点

注 区分番号K476に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。

K936 自動縫合器加算

2,500点

注 区分番号K488-4、K511、K513、K514、K514-2、K517、K522-3、K524-2、K525、K529、K529-2、K531からK532-2まで、K654-3の2からK655-2まで、K655-4、K656-2、K657、K657-2、K674、K675の2からK675の5まで、K677、K677-2、K680、K695の4からK695の7まで、K696、K702からK703まで、K705、K706、K711-2、K716、K719からK719-3まで、K719-5、K732の2、K735、K735-3、K735-3、K735-3、K739、K739-3、K740、K740-2、K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

K936-2 自動吻合器加算

5,500点

注 区分番号K522-3、K525、K529、K529-2、K531からK532-2まで、K655、K655-2、K655-4、K657、K657-2、K702、K703、K719の3、K719-2の2、K719-3、K739、K740、K740-2、K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

K936-3 微小血管自動縫合器加算

2,500点

注 区分番号K017及びK020に掲げる手術に当たって、微小血管自動縫合器を 使用した場合に算定する。

K937 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算

30,000点

注 区分番号K552-2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。

K937-2 術中グラフト血流測定加算

2,500点

注 冠動脈血行再建術に当たって、グラフト血流を測定した場合に算定する。

K938 体外衝擊波消耗性電極加算

3,000点

注 区分番号K678及びK768に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。

K939 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの

2,000点

注 区分番号K055-2、K055-3、K080の1、K081の1、K082の1、K082-3の1、K131-2、K134-2、K140からK141-2まで、K142(6を除く。)、K142-3、K151-2、K154-2、K158、K161、K167、K169からK172まで、K174の1、K191からK193まで、K235、K236、K313、K314、K340-3からK340-7まで、K342、K343、K349からK365まで、K695、K695-2及びK697-4に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

2 実物大臓器立体モデルによるもの

2,000

注 区分番号K055-2、K055-3、K136、K142の6、K142-2、K151-2、K162、K180、K228、K236、K237、K313、K314の2、K406の2、K427-2、K434及びK436から K444までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。

3 患者適合型手術支援ガイドによるもの

2,000点

注 区分番号K082及びK082-3に掲げる手術に当たって、患者適合型手 術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。

K939-2 術中血管等描出撮影加算

500点

注 手術に当たって、血管や腫瘍等を確認するために薬剤を用いて、血管撮影を行った場合に算定する。

K 9 3 9 - 3 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

450点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前に療養上の必要性を踏まえ、人工肛門又は人工膀胱を設置する位置を決めた場合に算定する。

K939-4 削除

K939-5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

2,500点

- 注1 区分番号K664に掲げる手術に当たって、嚥下機能評価等を実施した場合に 算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において実施される場合は、所定点 数の100分の80に相当する点数により算定する。

K939-6 凍結保存同種組織加算

9,960点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓、大血管、肝臓、胆道又は膵臓の手術に当たって、凍結保存された同種組織である心臓弁又は血管を用いた場合に算定する。

第4節 薬剤料

区分

- K940 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき 1 点未満の端数を切り上げて得た点数に 1 点を加算して得た点数とする
 - 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
 - 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料料

区分

K950 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。